

## 平成 26 年第 1 回奥多摩町議会定例会予算特別委員会会議録

1 平成 26 年 3 月 13 日午前 10 時 00 分、第 1 回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第 1 番	石田 芳英君	第 2 番	宮野 亨君	第 3 番	高橋 邦男君
第 4 番	原島 幸次君	第 5 番	杉村 良一君	第 6 番	村木 征一君
第 7 番	師岡 伸公君	第 8 番	酒井 正利君	第 9 番	須崎 眞君
第 10 番	竹内 和男君	第 11 番	清水 典子君	第 12 番	前田 悦男君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 肇君 議会係長 浅見 隆久君

6 地方自治法第 121 条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須藤 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	清水 明君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

平成 26 年第 1 回奥多摩町議会定例会

予算特別委員会議事日程〔第 2 日〕

平成 26 年 3 月 13 日

午前 10 時 00 分 開議

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	委員長開議宣告	—
2	議案第 23 号	平成 26 年度奥多摩町一般会計予算	原案のとおり可 決すべきもの
3	議案第 24 号	平成 26 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別 会計予算	原案のとおり可 決すべきもの
4	議案第 25 号	平成 26 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事 業特別会計予算	原案のとおり可 決すべきもの
5	議案第 26 号	平成 26 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算	原案のとおり可 決すべきもの
6	議案第 27 号	平成 26 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算	原案のとおり可 決すべきもの
7	議案第 28 号	平成 26 年度奥多摩町介護保険特別会計予算	原案のとおり可 決すべきもの
8	議案第 29 号	平成 26 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算	原案のとおり可 決すべきもの
9	議案第 30 号	平成 26 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算	原案のとおり可 決すべきもの

(午後 3 時 41 分 閉会)

午前 10 時 00 分 開議

○委員長（須崎 眞君） 皆さん、おはようございます。これより、予算特別委員会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の出席委員は 11 名です。

本日の日程はお手元に配付のとおりであります。

本日は、まず日程第 3 議案第 24 号 平成 26 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算、以降の議案について、所管課長から説明を求めます。

初めに、議案第 24 号及び議案第 25 号について、所管課が同一なのですので、一括して説明を求めます。観光産業課長。

○観光産業課課長（原島 滋隆君） それでは、議案第 24 号 平成 26 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。本会計は、東京都から指定管理者として指定を受け、東京都からの委託金と、森の家使用料をもとに、管理運営に必要な事業を計上してございます。

それでは 6 ページをお願いいたします。初めに、歳入 6,850 万円でございますが、森の家使用料といたしまして、昨年度同額の 436 万円を見込んでおります。

次に、一般会計繰入金 6,372 万 2,000 円につきましては、都の内示により、預金利子 2,000 円につきましては、利率の勘案により、雑入の 7 万円及び、実費徴収金の 34 万 5,000 円につきましては、実績の勘案により、前年度繰越金の精査につきましては、25 年度決算分を繰り入れるための予算措置でございます。

次に、7 ページをお願いいたします。歳出でございます。総額は歳入と同額を見込んでございます。

一般管理費 3,111 万 3,000 円でございますが、職員 3 人分の人件費と、臨時職員賃金を計上しております。34 万 7,000 円の減額につきましては、主に、賃金として計上してございました施設管理の賃金を、次の事業費の委託費へ計上変更したことによるものでございます。

次に 8 ページをお願いいたします。事業費 3,738 万 1,000 円でございますが、15 万 3,000 円の減額につきましては、主に 20 周年記念事業終了により、消耗品等の減額と、消費税率の改定による燃料費、光熱水費の増額を見込み、委託費では一般管理費でご説明をさせていただきました施設管理の賃金を本事業の委託料に計上しておりますが、委託費全体では精査により、軽減を見込むことによるものです。

次に10ページをお願いいたします。予備費6,000円でございますが、予算調整を踏まえ、計上したものでございます。

次のページ、11ページをお願いいたします。給与明細書でございますが、職員数は3名で変更ございませんが、給与費計では11万2,000円の増、2,412万1,000円となり、共済費を含めました合計では7万7,000円増の2,858万6,000円となります。

下段及び次ページ以降の給与及び手当の明細がございまして、ご確認をいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第24号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、次に議案第25号 平成26年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

本会計につきましても、都民の森と同様に、東京都から指定管理者として指定を受け、都からの委託金と、野営場使用料、体験料、売店収入等をもとに、管理運営に必要な事業費を計上してございます。

運営につきましては、これまで、職員3名と、町と短年の管理運営業務委託契約を締結いたしました契約職員、及びパート職員により、クラフトセンター及びキャンプ場の管理運営を行って参りました。

平成26年度につきましては、契約職員の安定的な身分保障を図ることによる職員の活力の向上と、エンドユーザーへのサービス向上、及び地域振興を図ることを目的に、キャンプ場、及び、園内維持管理業務を、一般財団法人小河内振興財団へ。クラフトセンター管理運営業務を一般財団法人おくたま地域振興財団へ、再委託することを見込んだ体制として、計上させていただいております。

6ページをお願いいたします。初めに、歳入1億6,420万円でございますが、野営場使用料1,940万円につきましては、ケビンやとテントサイト等の使用料につきまして、昨年同額を見込むものです。

次に、一般会計繰入金1億3,669万6,000円につきましては、都からの内示により、予算利子4,000円につきましては、利率を勘案により、雑入の119万9,000円はキャンプ場売店収入の実績と目標の勘案により、実費徴収金の390万円につきましては、クラフトセンター体験料を実績により、前年度繰越金の1,000円につきましては、25年度決算分を繰り入れるための科目措置でございます。

次に、7ページをお願いいたします。歳出でございます。

歳入と同額を見込んで計上させていただいております。一般管理費1,960万7,000円で

ございますが、795万9,000円の減額につきましては、運営形態の改革により、職員1名の減員を見込むことから、減額計上を見込むものです。

次の8ページをお願いいたします。利用管理費1億4,149万3,000円でございますが、815万8,000円の増額につきましては、ただいまご説明させていただきました、両財団への再委託を見込むため、賃金、及び、報償費、並びに、印刷製本費等として計上してありますものを、賃金では再雇用職員1名分以外を、需用費の消耗品では、事務に関するもの以外を、報償費及び、印刷製本費につきましては、全額を委託料と補助金に改め、計上をさせていただいたことによるものです。

次に10ページをお願いいたします。予備費で10万円でございますが、予算調整を踏まえ、計上したものでございます。

次の11ページをお願いいたします。給与明細書でございますが、職員数は1名減の2名分を見込み、給与費計では、661万6,000円の減額の、1,665万1,000円となり、共済費を含めた合計では795万9,000円減の、1,960万7,000円となります。

次ページ以降は、給与及び職員手当の明細がございますので、ご確認をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、議案第25号の説明を終わらせていただきます。

○委員長(須崎 眞君) 以上で、議案第24号及び議案第25号の説明は終わりました。

次に、議案第26号、議案第27号及び議案第28号、以上の3件については、関連がありますので、一括して説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長(清水 信行君) それでは、議案第26号、議案第27号及び議案第28号について、ご説明をいたします。

初めに、議案第26号 平成26年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算について、ご説明いたします。

8ページをお開き願います。歳入でございます。

款01 国民健康保険税でございます。一般被保険者国民健康保険税は1億754万2,000円、次の退職被保険者等国民健康保険税は1,281万3,000円で、医療給付費現年課税分、後期高齢者支援金分現年課税分及び介護納付金現年課税分につきまして、いずれも被保険者数の減少と所得の伸びが少なかったこと等によりまして、前年度を下回っており、これは退職被保険者等国民健康保険税でも同様の減額となっております。

国民健康保険税では、被保険者数を通年で見ると大きな変化はないものの、被保険者全体の高齢化率が上がっており、後期高齢者医療への移行による被保険者数の減少は、これ

から増加することが予想されます。

平成 26 年度、国民健康保険税総額では、356 万 5,000 円減額の、1 億 2,035 万 5,000 円を見込んでおります。国民健康保険給付費に占める割合はやや改善したものの、依然として低い水準であり、町の国民健康保険は大変厳しい財政運営の状況が続いております。

款 02 国庫支出金、項 01 国庫負担金、療養給付費都負担金 1 億 4,824 万 1,000 円は、前年に比べ、1,423 万 5,000 円の増額となり、一般被保険者療養給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、ともに前年度の給付実績により増額となったものです。

次の高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査等負担金は、それぞれ高額医療費共同事業拠出金の 4 分の 1、特定健康診査等に要する費用の 3 分の 1 に相当する額を、国が負担するもので、9 ページをお開きいただき、国庫支出金総額では 2,109 万 8,000 円増の 1 億 6,252 万 7,000 円となります。

次の項 02 国庫補助金の調整交付金 4,346 万円は、前年実績に基づき見込むもので、普通調整交付金では、前年度に比べ 500 万 2,000 円増の 4,169 万円を見込み、特別調整交付金では、診療施設整備分の減額により、141 万 5,000 円減額の 177 万円を見込んでおります。

次の款 03 療養給付費交付金 4,454 万 1,000 円は、退職被保険者等の医療給付等に係る費用として、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき計上するもので、前年度の実績から 359 万 7,000 円を増額するものです。

次の款 04 前期高齢者交付金は、後期高齢者医療制度に伴い創設されたもので、65 歳から 74 歳までの前期高齢者が、市町村国保に偏り、医療費負担が大きくなることから、保健所間で調整する制度ですが、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき、前年度に比べ、580 万 3,000 円を増額した 2 億 3,196 万 7,000 円を計上したものです。

次の款 05 都支出金、項 01 度補助金 1,613 万 3,000 円は、一般被保険者療養給付費の減に伴い、前年度に比べ 158 万 7,000 円の減額となりましたが、財政調整交付金につきましては、被保険者の所得等の状況から、前年度比 368 万 3,000 円増の、3,844 万円を見込み、都補助金全体では、前年度に比べ 209 万 6,000 円の増額を見込むものです。

10 ページをごらんください。次の款 05、項 02 都負担金、高額医療費共同事業負担金及び、特定健康診査等負担金は、国庫負担金と同様の額を見込むものです。

次の款 06 共同事業交付金の、高額医療費共同事業交付金 5,243 万 1,000 円及び、保険財政共同安定化事業交付金 7,336 万円も、それぞれ国保連合会からの通知により見込むものです。内容につきましては、歳出でご説明申し上げます。

次の款 07 財産収入の利子及び配当金は、基金積立金の利子部分を見込むものでございま

す。

次の款 08 一般会計繰入金 5,720 万 5,000 円は、前年度に比べ 1,281 万 8,000 円を減額するもので、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分は、町国保の保険税軽減額に対するもの。また保険者支援分は、対象となった一般被保険者数に対するもので、いずれも保険料の一定割合を市町村の一般会計から繰り入れるものです。

次の出産育児一時金繰入金 84 万円は、国保加入者の出産に対して一時金を支払うため繰り入れるもので、3 名分を予定して計上しております。

11 ページをお開き願います。財政安定化支援事業繰入金 265 万 9,000 円についても、一般会計から繰り入れるもので、ここまでの繰入金につきましては、法定繰入金として地方交付税で措置されるものですが、次のその他一般会計繰入金 4,000 万円は、違法外繰入金として国庫財政の赤字分を、町が一般会計で補填するもので、前年度に比べ 1,000 万円の減額を見込むものです。

次の基金繰入金から、12 ページの款 10 諸収入まで、それまでは、それぞれ前年同様に見込むものです。

13 ページをお開きください。歳出になります。

款 01 総務費、項 01 総務管理費では、総額で 307 万 8,000 円を計上しておりますが、国保事業に要する一般事務費、国民健康保険運営協議会に係る旅費及び負担金、東京都国保連合会に対する負担金等を計上しており、平成 26 年度では一般管理費の委託料において、新たに療養費、点検業務委託料及び国庫ラインシステム改修委託料を計上しております。

14 ページ、中断の徴税総務費は例年同様に見込み、次の款 02 保険給付費の一般被保険者療養給付費 4 億 5,500 万円は、前年度に対し 100 万円、0.2%の増額を見込むものですが、平成 24 年度に減少した医療費が、平成 25 年度にやや増加傾向にあるため、通年の実績を勘案して増額計上いたしました。

次の退職被保険者療養給付費につきましては、前年度で被保険者数の増加を見込み、増額いたしましたが、平成 26 年度につきましても、前年と同額を計上しております。

15 ページをお開き願います。次の一般被保険者療養費及び退職被保険者等療養費は、いずれも前年実績により見込んでおります。

次の審査支払手数料につきましては、手数料単価の引き下げに伴い、15 万 6,000 円を減額するものです。

次の高額療養費は 16 ページをごらんください。

一般被保険者高額療養費、次の退職被保険者等高額療養費は、病院などで窓口で支払う

医療費を一定額以下にとどめる目的で支給される制度で、同月内に、医療機関でかかった費用に対し、自己負担限度額を超えた分について、高額療養費として支給するもので、一般被保険者分については実績により前年度同額を見込み、退職被保険者分については、やはり実績に基づき 250 万円を増額するものです。

次の一般被保険者高額介護合算療養費、次の退職被保険者等高額介護合算療養費は、医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の年額の月額自己負担額を加算して、一定の限度額を超えた時は、その超えた分が支給されるという制度で、予算につきましては前年度と同額を見込んでおります。

次の移送費につきましては、一般被保険者移送費及び、次の 17 ページお開きいただき、退職被保険者等移送費とともに、前年度と同額を見込み、次の出産育児一時金につきましても、前年度と同額を計上しております。

次の葬祭費ですが、実績により 20 万円を減額し、100 万円を計上し、18 ページをごらんいただき、一般被保険者結核・精神医療給付費についても、実績により 10 万円増額の 70 万円を計上しております。

次の款 03 後期高齢者支援金 9,140 万円は、後期高齢者医療制度への支援として、75 歳未満の国保加入者の方の分について一括して納めるもので、東京都国保連合会からの通知によるものです。

19 ページをお開き願います。款 04 前期高齢者納付金から、款 05 老人保健事務費拠出金までは、いずれも実績により見込むものです。

20 ページをごらんください。款 06 介護納付金 4,400 万円は、40 歳から 65 歳までの国保被保険者について、介護保険の第 2 号の被保険者にも該当することから、第 2 号の被保険者分の保険料相当額を国保の被保険者負担分として一括して納付するもので、被保険者数の変動に伴い、前年度に比べ 247 万 6,000 円を増額し、計上しております。

次の款 07 共同事業拠出金のうち、高額医療費共同事業拠出金 5,230 万円は、国保を運営する市区町村のうち、小規模保険者の運営基盤の安定化を図るため、市区町村からの拠出金、国及び都道府県からの負担金、保険料、それぞれ 4 分の 1 ずつを財源に、80 万円以上の高額な医療費について、都道府県単位で費用負担の調整を図るもので、次の保険財政共同安定化事業拠出金 6,750 万円は、都道府県内の市区町村国保間の保険料の平準化、財政安定化を図るため 30 万円を超える医療費に係る給付費の全てについて、市区町村からの拠出金により、都道府県単位で費用負担の調整を図るもので、いずれも東京都国保連合会からの通知によるものです。

21 ページをお開き願います。次の款 08 保健事業費、特定健康診査等事業費 593 万 4,000 円は、委託料で、特定健康診査等委託料及び特定保健指導委託料が主なもので、この特定健康診査は 40 歳から 74 歳までの被保険者を対象として、メタボリックシンドロームに着目した検査項目を含む基本的な健康診査を行うもので、第二次特定健康診査実施計画に基づき、受診率の向上を目指すとともに、生活習慣病の発症や、重症化を予防することを目的に、中高年の皆様の日ごろの健康に対する意識を喚起するため実施しているものです。

22 ページをごらんください。保健衛生普及費から、款 11 一般被保険者、保険税還付金までは実績により見込むものです。

23 ページをお開き願います。最下段、病院事業会計繰出金は、奥多摩病院の施設整備費のために繰り出すもので、平成 26 年度では前年度と比較して 141 万 5,000 円減の 77 万円を予定しております。

24 ページの款 12 予備費につきましては、財源調整でございます。

以上で、議案第 26 号の説明を終了いたします。

次に、議案第 27 平成 26 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明いたします。

6 ページをお開き願います。歳入になります。

後期高齢者医療制度の運営は、保険料の徴収、窓口での受付などの事務は町が行い、給付の決定などの財政運営につきましては、町を含む 62 区市町村で構成する、東京都後期高齢者医療広域連合が行っております。広域連合では、保険料を 2 年ごとに見直しておりますが、料率算定の基礎数値等につきましては、平成 24、25 年度の実績から、平成 26、27 年度の一人当たりの普及費の伸びを、診療報酬改定分の伸びを含んでも、給付費の伸びが鈍化していることから、年 1.7%を見込んでおります。

款 01 後期高齢者医療保険料につきましては、平成 26 年度から改定されますが、本会議初日の改正規約の説明でも申し上げましたとおり、区市町村からの一般財源を投入しての保険料抑制策を継続したことと、当庁が保険料軽減対象者である低所得者数が多いことから、前年度比 1.3%増の 6,711 万 5,000 円を計上しております。

次の款 02 一般会計繰入金 1 億 2,938 万 4,000 円は、療養給付費繰入金から葬祭費繰入金まで、それぞれ東京都広域連合の積算による通知に基づき計上しております。

次の款 03 繰越金は、平成 25 年度の決算繰越金のための窓開けでございます。

7 ページをお開き願います。款 04 諸収入の延滞金から、中段の預金利子までは、前年同様に見込み、次の健康診査事業受託金 224 万 5,000 円、葬祭費支給事業受託金 675 万円は、

それぞれ東京都広域連合からの通知に基づき見込んだものです。

次の雑収入につきましては科目存置です。

9 ページをお開き願います。歳出になります。

款 01 総務費の一般管理費 443 万 2,000 円は、役務費で、被保険者証の一斉更新にかかる郵券代を増額したことなどにより、42 万 7,000 円を増額したものです。

次の総務費の徴収費は、実績により見込むものです。

10 ページをごらんください。款 02 広域連合分賦金 1 億 8,905 万円は、説明欄の事務費負担金から葬祭費支給事業負担金まで、それぞれ東京都後期連合の積算により見込むものです。

次の款 03 保健事業費の健康診査費 422 万 3,000 円は、東京都広域連合からの受託事業として行う、75 歳以上の方の健康診査に係る費用を計上したものです。

次の款 04 葬祭費 615 万円は、1 件 5 万円で 123 件分を見込むものです。

11 ページをお開き願います。款 05 諸支出金の保険料還付金から、一般会計繰出金までは、例年同様に見込むもので、最下段の款 06 予備費は、財源調整です。

以上で、議案第 27 号の説明を終了いたします。

次に、議案第 28 号 平成 26 年度奥多摩町介護保険特別会計予算について、ご説明いたします。

7 ページお開き願います。歳入でございます。

款 01 保険料、第 1 号被保険者保険料 1 億 4,651 万 3,000 円は、前年度に比べ、167 万 3,000 円を増額するもので、平成 24 年度からの第 5 期介護保険事業計画に基づき算定した、介護給付費の約 21%を賄うために必要な保険料額を見込んで、計上したものです。

次の款 02 分担金及び負担金、認定審査会負担金は前年度同様に見込み、次の款 03 国庫支出金介護給付費負担金 1 億 2,873 万 2,000 円は、町特別給付を除く保険給付費に対する国の法定負担分を見込んだものです。

次の項 02 国庫補助金の調整交付金 5,743 万 1,000 円及び次の地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業費 536 万 5,000 円。

8 ページをお開きいただき、地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業分費 341 万 7,000 円につきましても、それぞれ被保険者の割合と地域支援事業費に対する国の法定負担分を見込むものです。

次の款 04 支払基金交付金、介護給付費交付金 2 億 2,476 万 2,000 円及び地域支援事業支  
援交付金 622 万 4,000 円は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の介護保険料について、

社会保険診療報酬支払基金が市町村国保を初めとする各健康保険の保険者から徴収したものをそれぞれ市区町村の介護給付費に対して、給付費の29%を法定負担分として交付するものです。

次の款05 都支出金、介護給付費負担金1億2,315万7,000円は、町特別給付を除く介護給付費に対する東京都の法定負担分を見込むものです。

次の項02 都補助金、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業費268万3,000円、及び9ページの地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業費170万9,000円は、地域支援事業に対する都の法定負担分を見込むものです。

次の款06 財産収入の利子及び配当金は、科目存置です。

次の款07 繰入金、介護給付費繰入金9,688万1,000円から、地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業分268万3,000円、及び包括的支援事業・任意事業分170万9,000円も、規定により町の法定負担分を見込むものです。

次のその他一般会計繰入金1,553万4,000円は、人件費を除く介護保険の運営に関し必要な事務費を賄うため、一般会計から繰り入れるものです。

10ページをお開き願います。その他地域支援事業繰入金1,509円7,000円は、介護予防ケアマネジメント事業等に要する経費について、法定繰入金を超える事業費に対して一般会計から繰り入れるものです。

次の項02 基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金758万3,000円は、前年度の介護保険料のうち介護給付費に充当した剰余金を、基金に積み立てたうちから、平成26年度の介護給付費に充当するため繰り入れるものですが、このうち平成24年度に東京都介護給付費財政安定化基金から交付された、財政安定化基金町負担分についても、事業計画最終年度に残額を介護給付費に充てることを見込んで計上したものです。

次の款08 諸収入の、第1号被保険者保険料延滞金から、雑入までは、それぞれ科目存置です。

次の款09 使用料から、使用料及びに手数料の、使用料550万3,000円は、次の11ページにかけて説明欄に記載のとおり、各種事業に参加する方からの利用者負担分を見込むものです。

次の款10 繰越金は、平成25年度からの繰越金等の科目存置です。

12ページをお開き願います。歳出でございます。

款01 項01 総務管理費の一般管理費は、職員普通旅費から使用料及び賃借料まで、介護保険の運営に関して必要な費用のうち、事務費について所要額を見込んだものですが、委

託料において、新たに第6期介護保険事業計画策定業務委託料を見込んでおります。

13 ページをごらんください。次の項 02 徴収費、賦課徴収費は、前年同様に見込むものです。

次の項 03 介護認定審査会費は、委員の人件費を除く審査会の運営経費と、認定調査に要する費用について、所要額を見込んだもので、次の項 04 介護保険運営協議会費も同様に旅費のみを計上したものです。

14 ページをお開き願います。項 05 趣旨普及費 30 万円の増は、介護保険事業計画策定に伴い、介護保険料も改定されますが、その改正内容等をお知らせするためのパンフレット印刷製本費を計上するものです。

款 02 保険給付費、項 01 介護サービス等諸費では、居宅施設介護サービス等に係る給付費として 6 億 8,596 万円、前年度に比べ 3,052 万 7,000 円、4.7%の増で、説明欄にあるそれぞれのサービスについて、事業計画と前年実績に基づき計上したものです。

説明欄のサービスのうち、中ほどの施設介護サービス給付費 4 億 7,552 万 6,000 円は、介護老人福祉施設等に入所する方の給付費で、給付費全体の約 7 割を占めております。

15 ページをごらんください。次の項 02 介護予防サービス等諸費では、要支援 1 及び 2 の方を対象に、説明欄記載の介護予防サービスに係る給付費として 2,011 万 2,000 円を計上するもので、それぞれのサービス給付費について、事業計画と前年実績に基づき計上しております。

項 03 その他諸費、審査支払手数料は、国保連合会への保険給付審査支払事務委託料で、次の項 04 高額介護サービス等費 1,840 万円は、介護サービスを利用した要介護者が 1 カ月間に支払った利用者負担が一定の上限を超えた時に払い戻される制度で、前年度に比べ 60 万円の減額ですが、実績に基づき計上するものです。

16 ページをお開き願います。次の項 05 町特別給付費は、要介護認定者に対する配食サービスについて、前年度に比べ、27 万 3,000 円増の 289 万 4,000 円を見込むものです。

次の項 06 特定入所者介護サービス等費 5,000 万円は、低所得の要介護者が施設サービスや短期入所サービスを利用した場合、食費及び居住費について、基準費用額と負担限度額の差を補足給付として支給するもので、説明欄のそれぞれのサービスに対する給付費を実績により見込むものです。

款 03 地域支援事業費、項 01 介護予防日常生活支援総合事業費は、17 ページをごらんいただき、要支援認定者及び介護予防事業を受けることにより、自立継続が見込まれる二次予防対象者に対して実施する配食サービス、及び介護予防デイサービス、これらの事業に

係る費用と、第1号被保険者全体を対象とした、一次予防事業として実施する説明欄記載の筋力向上トレーニング事業から、食事療養サービス事業の実施に要する費用を見込むもので、前年度に比べ190万2,000円増の2,552万円とするものです。

次の項02包括的支援事業・任意事業は、18ページをお開きいただき、介護予防ケアマネジメント事業費から、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費まで、いずれも社会福祉協議会から地域包括支援センターへ派遣されている看護師・社会福祉士・ケアマネジャーの3名分人件費分を、それぞれ見込むものです。

次の任意事業費は、主に一般高齢者を対象とした配食サービス事業の委託料と、家族介護教室の実施委託料を見込むものです。

19ページをごらんください。款04基金積立金及び款05公債費は前年度と同様に、款06諸支出金、償還金及び還付金は、過年度保険料の還付金について前年度の実績に基づき計上するもので、介護給付費過年度還付金については、前年同様に見込むものです。

20ページをお開きください。項02繰出金は前年度と同様に見込むもので、次の款07予備費55万1,000円は、財源調整でございます。

以上で、議案第26号から議案第28号までの説明を終了いたします。

○委員長（須崎 眞君） 以上で、議案第26号、議案第27号及び議案第28号の説明は終わりました。

次に、議案第29号についての説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第29号 平成26年度奥多摩町下水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。歳入予算になります。

款01分担金及び負担金につきましては、小河内処理区の供用施設維持管理費負担金625万円を丹波山村の負担金として計上しているものでございます。前年度比20万円の増額を見込むものでございます。

次に款02使用料及び手数料につきましては、小河内処理区、奥多摩処理区の下水道使用料2,701万8,000円を計上するものでございます。今後も下水道の接続増加が見込まれるため、前年度比847万8,000円の増額を見込むものでございます。

次に合併処理浄化槽使用料につきましては、235万円を計上するものでございます。合併処理浄化槽使用料の改定が行われたことから、対前年度比164万6,000円の減額を見込むものでございます。

次に下水道手数料につきましては、昨年同様の1万6,000円を見込むものでございます。

次に款 03 国庫支出金につきましては、公共下水道事業補助金として、3 億 6,995 万 6,000 円を計上し、奥多摩処理区下水道事業国庫補助金を見込んでおります。対象となる 26 年度の整備工事は海沢地区、登計原地区を予定し、このほか、27 年度の工事の設計委託を合わせて見込むものでございます。

次に浄化槽市町村整備推進事業費補助金につきましては、合併処理浄化槽 2 基の整備分として、68 万円を見込むものでございます。

次に款 04 都支出金につきましては、公共下水道事業補助金として 1,994 万 7,000 円を計上し、奥多摩処理区下水道事業と補助事業を見込むものでございます。

次に 8 ページをお願いいたします。浄化槽市町村整備事業費補助金につきましては、合併処理浄化槽 2 基の整備分として 23 万 1,000 円を見込むでございませう。

次に款 05 繰入金につきましては、一般会計繰入金 3 億 9,414 万 9,000 円につきましては、説明欄記載のとおり、下水道事業及び、浄化槽事業の繰入金を見込むものでございませう。

次に款 06、次の款 07 諸収入、預金利子消費税還付金につきましては、昨年同様を見込むものでございませう。

次に 9 ページをお願いいたします。款 08 町債の下水道債 3 億 8,140 万円につきましては、奥多摩処理区、公共下水道、整備事業によるものを見込むものでございませう。

次に 10 ページをお願いいたします。歳出予算となります。

款 01 総務費、一般管理費 791 万 2,000 円につきましては、11 ページにかけまして説明記載のとおり、職員 1 年分の人件費及び使用料負担金などを、ほぼ例年どおり計上させていただきます。

次に款 01 総務費、維持管理費 1 億 199 万 7,000 円につきましては、11 ページから 13 ページにかけてをお願いいたします。

11 ページから 12 ページをお願いいたします。11 ページの維持管理費の小河内処理区は、6,919 万円でございます。前年度比 129 万 6,000 円の増額につきましては、12 ページの需用費及び 13 委託費の消費税増額分が主なもので、そのほかは前年度同様に説明記載欄のそれぞれについて見込むものでございませう。

次に 12 ページ下段の維持管理の奥多摩処理区は 3,280 万 7,000 円でございます。前年度費 507 万 7,000 円の増額につきましては、13 ページの管渠延長に伴う維持管理費、委託料の増額、下水道接続増加が見込まれるための負担金、補助及び交付金の増額、その他 11 需用費及び 13 委託費の消費税増額分を見込むものでございませう。

次に款 02 事業費、下水道事業費 8 億 4,366 万 8,000 円につきましては、13 ページから

16 ページにかけてお願いします。

次に 13 ページの下段の下水道事業費の小河内処理区は 987 万 8,000 円でございます。前年度比 116 万 7,000 円の増額につきましては、14 ページの委託料 100 万円を見込むものでございます。

次に、下水道事業の奥多摩処理区 8 億 3,379 万円でございます。対前年度比 425 万 5,000 円の減額になります。主に 15 ページの、13 委託料の下水道工事に伴う委託料の減額、15 工事請負費の下水道工事の増額、19 負担金補助及び交付金の減額を見込むものでございます。

次に、16 ページ、17 ページをお願いいたします。款 02 事業費、浄化槽市町村整備推進事業費 2,681 万 4,000 円でございます。対前年度比 50 万 8,000 円の増額になりますが、17 ページの 11 需用費の消耗品の増額及び、13 委託料の浄化槽管理基数増加を見込みに伴う保守点検委託料が増額を見込むものでございます。

次に款 03 公債費の長期債元金 1 億 6,455 万 8,000 円につきましては、18 ページ、説明記載欄の長期債元金を見込むものでございます。次の長期債利子 6,548 万 8,000 円につきましては、説明欄記載の長期債利子を見込むものでございます。

次の款 04 予備費の 156 万 3,000 につきましては、歳入歳出予算額の調整により、計上したものでございます。

次の 19 ページの給与費明細書につきまして、下水道事業の委員報酬を前年度同様に見込んでおります。

次の 20 ページの一般職の給与明細書につきましては、職員 4 名分で比較の欄で、給料 30 万円の増、職員手当 2 万 9,000 円の減、共済費 8 万 2,000 円の増、合計で 35 万 3,000 円の増を見込んでおります。

次の 21 ページから 26 ページにつきましては、給料及び職員手当の増減額の明細についてですが、説明は省略させていただきます。

最後の 27 ページをお願いいたします。

町債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計の欄をお願いします。前々年度末現在高 36 億 1,636 万 8,000 円、前年度末現在高見込額 39 億 6,137 万 2,000 円、当該年度中起債見込額 3 億 8,140 万円、当該年度中元金償還見込額 1 億 6,455 万 6,000 円、当該年度末現在高見込額 41 億 7,821 万 6,000 円を見込んでおります。

以上で、議案第 29 号の説明を終わります。

○委員長（須崎 眞君） 以上で、議案第 29 号の説明は終わりました。

次に、議案第 30 号についての説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（河村 光春君） それでは議案第 30 号 平成 26 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算について、ご説明申し上げます。

平成 26 年度の予算書は、平成 23 年 5 月に地方公営企業法が改正され、その改正に基づく新たな会計基準により、初めて作成する予算書となります。この地方公営企業法の改正の目的は、民間企業の会計基準との整合性を図り、地方公営企業の経営状況をより正確に示すことを目的としております。

この改正による財務諸表への影響といたしまして、借入資本金を資本から負債に計上することになったこと。みなし償却制度が廃止され、その補助金分を長期前受金として計上することになったこと。

このみなし償却制度というのは、民間の会計ではない制度で、施設の整備あるいは医療機器等の購入に補助金を当てた場合、取得価格からその補助金分を差し引いた額を減価償却するというものでしたが、そのことが廃止され、補助金分も減価償却することになりました。

このことにより、今年度の減価償却費は大きく増額しておりますが、その補助金分を、減価償却した分は、長期前受金戻入という、収益として計上することになっておりますので、収支に影響を与えることはございません。

そのほか引当金を計上することになったことがございます。この引当金につきましては、賞与引当金を計上していますが、奥多摩病院においては、引当金として計上すべき退職給付引当金につきましては、退職手当組合に加入していることから、計上の必要はなく、計上してございません。

奥多摩病院の会計では、これらのことにより、財務諸表の見え方は変わってきておりますが、資金繰りや経営に大きく影響することはありません。

それでは予算書の内容の説明に移らせていただきます。

それでは、1 ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の実施計画でございます。

収益的収支につきましては、5 億円で、前年度当初と比較して、約 6.8%の増額予算となっております。

収入につきましては、項 1 医業収益の 1、入院収益 1 億 8,588 万 7,000 円で、前年度当初より約 2.3%の増額です。これにつきましては、備考欄記載のとおり 1 日平均入院患者

数を前年度同様 24 人と見込み、また、一人 1 日当たりの診療単価の見込みを前年度比 490 円増の 2 万 1,220 円と見込んだものでございます。いずれも実績等から推計しております。

次に外来収益につきましては 9,145 万 9,000 円で、前年度より約 14.6%の増となっております。備考欄記載のとおり、1 日平均外来患者数は、前年度同様 57 人で見込み、1 日一人当たりの診療単価の見込額は、前年度比 800 円増の 6,100 円を見込んだものでございます。これにつきましても実績等から推計しております。

訪問看護につきましても、実績等から前年度同様 244 万 8,000 円を見込みました。

次に 3 その他医業収益につきましては 3,383 万 6,000 円で、前年度より約 7%の増となっております。内訳は備考欄記載のとおりですが、特に健診等の受診率の向上を見込み増額をしたものでございます。

2 ページをお願いいたします。その他医業収益の医療相談収益受託検査施設利用収益、その他医業収益につきましては、例年実績のとおり見込額となっております。

次に項 2 医業外収益でございますが 1 億 8,871 万 8,000 円で、前年度より約 7.9%の増となっております。

目 1 受取利息及び配当金、2 都支出金、3 他会計補助金、4 患者外給食収益までは、前年度同様の見込み額としております。

次の 5 長期前受金戻入として 1,382 万 2,000 円を計上しておりますが、これが冒頭にご説明いたしました、みなし償却制度の廃止に伴い、新たに計上することになったものでございます。

次の 6 その他医業外収益につきましては、ほぼ昨年同様に見込んだものでございます。

次の項 3 特別利益の 10 万円につきましては、前年同額を見込んでおります。

4 ページをお願いいたします。支出でございますが、項 1 医療費用全体では 5 億円で、前年度当初より約 6.8%の増となっております。内訳といたしまして、給与費では 2 億 6,976 万円で、前年度より約 3.8%の増となっておりますが、給料手当につきましては、前年度は医師 4 名のうち 3 名分を計上し、1 名分は委託料に計上していましたが、今年度は 4 名分を給与費に計上しておりますので、その分が増額の主な部分となっております。

次に賃金につきましては、昨年同様の見込み額で、備考欄にあるとおり、臨時技師等賃金ということで、職員の検査技師、薬剤師等が都合により不在になる際に依頼している技師への賃金ということでございます。

次の賞与引当金繰入額ですが、冒頭にもご説明いたしました、今回の改正により新たに計上することになった引当金でございます。賞与につきましては、12 月の賞与と 6 月の賞

与の2回ありますが、支給対象期間における労務への報償的対価として支給されるものと考え、それぞれ対象となる期間は12月の賞与はその年の6月から11月で、年度中の期間となりますが、6月の賞与は12月から5月となり、対象期間が2年度にまたがることとなります。したがって、平成27年6月に支給する賞与のうち、12月から3月の分を、平成26年度に引当金繰入額として計上するというもので、762万9,000円を計上してございます。

5ページをお願いいたします。法定福利費につきましては、前年比6.8%増となっておりますが、これも給料手当同様、医師1名分増によるものでございます。

次の材料費でございますが、4,764万円で、前年度より約7.4%の増となっておりますが、薬品費、診療材料費、給食材料費とも患者数の見込み、実績等により増額を見込んだものでございます。

次に3経費でございますが1億2,202万1,000円で、前年度より約10.5%の減となっております。それぞれの内容でございますが、福利厚生費から消耗品までにつきましては実績により、多少の増減はありますが、ほぼ前年同様に見込んでおります。

次の光熱水費のうち電気料は720万円で、前年度より84万円、13%の増となっております。燃料費につきましては、実績よりほぼ前年同様に見込んでございます。

6ページをお願いいたします。食糧費は前年同様ですが、印刷製本費は、病院のパンフレット等の分として、70万円が前年度より増になっております。これは病院のパンフレットを今までのものよりさらに詳しく病院を紹介したものにし、住民皆様へのPRはもとより、近隣市町村の医療機関、社会福祉施設などにも直接出向き、PRに努めたいと考えておりますので、それらに使用したいと思っております。

次の修繕費につきましては、病院施設設備の老朽化に伴い、修繕を必要とするものが増えてきておりますので、前年度より50万円増を見込んでございます。

役務費は車両の台数が増えることなどから、27万3,000円増額を見込んでございます。

賃借料は実績から全年度とほぼ同額を見込んでございます。

7ページをお願いいたします。通信運搬費、諸会費、交際費、雑費につきましては、例年同様でございます。委託料前年度比1,700万円、約16.4%減の8,699万5,000円ですが、これは前年度までは医師1名分の給与を計上していたのを、今年度は、先ほど給与費のところでご説明しましたように給与費に計上することにしたため、委託料が大幅に減になったものでございます。諸負担金は、車両台数の増により増額を見込んでございます。

8ページをお願いいたします。4の減価償却費につきましては、これも冒頭にご説明い

たしました、みなし償却制度の廃止により、補助金分の減価償却分額が加わったため、減価償却費総額で前年度より 1,847 万 4,000 円の増となっております。

次の資産減耗費、研究研修費につきましては、ほぼ前年同様の見込みでございます。

次に項 2 医業外費用でございますが、545 万円で、前年度とほぼ同様に見込んでおりますが、内訳につきましては支払い利息の企業債利息は、償還計画表に基づき減額、2 の患者外給食材料費及び雑損失は、実績により前年同様で見込んでございます。

続きまして 9 ページをお願いいたします。4 の消費税は税率のアップに合わせ、前年度より 30 万円の増額を見込んでおります。

次の項 3 特別損失につきましては、過年度損益修正損の入院損失、外来損失は前年同様で見込んでございます。

次の、その他特別損失につきましては、今回の改正により計上することになった賞与引当金について、移行初年度においては、平成 26 年 6 月に支払う期末勤勉手当のうち、前年度 12 月から 3 月分の 4 カ月分を引当金と計上していないので、その分を、移行期の特別措置で手当として、特別損失に計上することとなっているため、ここに 1,525 万 8,000 円を計上するものでございます。

項 4 予備費については、財政調整により計上したものでございます。

10 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出についてでございます。

まず資本的収入額でございますが、総額で 854 万円、これは国庫支出金、都支出金でございますが、医療機器購入の補助金分として、それぞれ補助率 3 分の 1 で 77 万円を計上したものでございます。

また町出資金は、備考欄記載のと通りの目的で、700 万円を計上させていただいております。

11 ページをお願いいたします。資本的支出でございますが、総額で 2,800 万円になります。前年度より 350 万円、約 11.1%の減となっております。

内容でございますが、項 1 建設改良費の 1 建物及び付帯設備工事費では 427 万円で、備考欄記載のとおり、南氷川地区の下水道供用開始に合わせ、南氷川地区にある医師住宅と看護師住宅の排水設備等の接続工事、及び病院の設備工事等を予定しております。

次に 2 固定資産購入費でございますが、備品購入費で 250 万円となっておりますが、備考欄記載のとおり、担当課ごとの必要な機器備品類の購入費として計上してございます。

次の医療機械購入費は 231 万円で、CT 用インジェクターを購入する予定にしております。

次の項2企業債償還金の1,892万円は、備考欄記載のとおり、2種類の償還金の合計でございます。なお資本的収支について、収入額が支出額に不足する額の1,946万円につきましては、過年度損益勘定留保資金にて補填を行う予定にしております。

12 ページをお願いいたします。この予定キャッシュフロー計算書は今回の改定により、前年度までの資金計画に変わり載せることになったものでございます。キャッシュフロー計算書は簡単に言いますと1年間の現金収支の状況を示したもので、現金の収入支出に関する的確な情報を得ることが可能となり、減価償却費など現金支出を伴わない経費に係る内部留保資金の状況、減債、減価償却費、資産減耗費など、現金支出を伴わない固定資産関係の費用ということになりますが、明示されることになりまして、住民やサービスの利用者に経営状況を的確に情報提供することが可能となるというものでございます。

キャッシュフロー計算書では業務活動によるキャッシュフロー、投資活動によるキャッシュフロー、及び財務活動によりキャッシュフローの区分を設けなければならないとされており、このキャッシュフロー計算書の作成方法には、直接法と間接法があり、一般企業で多く用いられていると言われております間接法により作成しております。

まず1の業務活動によるキャッシュフローにつきましては、通常の業務活動の実施に係る資金の状態をあらわすもので、当年度純利益から資金の収支を伴わない収益と損失、減価償却費等になりますが、これらを控除するほか、未収金、たな卸資産の増減を計上した合計で、マイナスの1億5,390万4,000円となります。

次に2の投資活動によるキャッシュフローは、将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態をあらわすもので、固定資産の不足による支出マイナスの840万7,000円、固定資産の取得に充てる国庫補助金等を収入として154万円計上した合計がマイナスの686万7,000円となります。

次に3財務活動によるキャッシュフローは、業務活動及び投資活動を行うための財務活動に係る資金の状態をあらわすもので、企業債の償還による支出、マイナスの1,892万円、一般会計からの収支金等を収入として700万円と1億7,029万6,000円として計上した合計が、プラスの1億5,837万6,000円となります。この3つを合計しました資金減少額が、マイナスの239万5,000円で、これに資金、機種における残高5,239万5,000円を加えまして、5,000万円となります。この5,000万円が、これまでの資金計画における受入資金と支払資金の差引額に当たる分で、次年度へ繰り越す資金の見込額となるものでございます。

13 ページをお願いします。給与費の明細書でございます。

中ほど比較の欄の合計が、前年度比で2,506万3,000円増となっておりますが、これは医師1名分の給与を前年度は委託料に計上していたのを、給与費に計上したことによる部分が主なところでございます。表の下のほうは手当の内訳を示したものでございます。

次の14ページから19ページまでの、それぞれの明細等につきましては、説明を省略させていただきます。

次の20ページから23ページにつきましては、平成26年度の予定貸借対照表、24ページから25ページまでは、平成25年度の予定損益計算書、26ページから28ページまでは、平成25年度の予定貸借対照表となっております。

20ページにお戻りいただきまして、20ページからの平成26年度予定貸借対照表についても今回の改正により、その見え方が大きく変わっておりますので、ご説明させていただきます。

まず20ページの資産の部では、減価償却累計額が前年度より大きく増加していますが、これは冒頭ご説明いたしました、みなし償却制度の廃止により、補助金分の減価償却費が増加し、その分有形固定資産の額が減少をしております。

次に21ページにあります、負債の部ですが、4の固定負債の企業債につきましては、1年以降の複数年で返還する分を、金額で8,034万9,570円ですが、それから22ページ5の流動負債の企業債につきましては、1年以内に返済する予定の分を、金額で1,925万6,097円、それぞれ計上することになったのが、これまでと大きく相違するところでございます。また引当金を流動負債に計上することになったことも、これまでとの相違点でございます。

次に、6繰延収益は、減価償却を行うべき固定資産の取得または改良に充てるために交付を受けた補助金分を計上したもので、長期前受金は補助金額、長期前受金収益化累計額は、その補助金の分の減価償却見合い分を計上したもので、その差引額を繰延収益合計として計上してございます。

次に資本の部ですが、今回の改正により、借入資本金が負債に計上されることになったため、その分が減になっています。また、次の資本剰余金は補助金ですが、今回の改正により、長期前受金として負債の分に計上されることになったため、減になっています。

以上のように、今回の改正に基づく新基準の適用により、貸借対照表では、負債が増加するとともに、資本剰余金を構成する資本が減少することになります。この中でも、借入資本金が負債の部に移ること、退職給付金の計上が義務づけられることなどは、多くの病院で金額的影響が大きいと考えられていますが、奥多摩病院では冒頭にもご説明いたしましたが、引当金として計上すべき退職給付引当金は、退職手当組合に加入していることか

ら計上の必要はなく、多くの病院のように、金額的影響は大きくないと言えます。

以上で、議案第 30 号の説明を終わります。

○委員長（須崎 眞君） 以上で、議案第 30 号の説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 25 分から再開といたします。

午前 11 時 10 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

○委員長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き、予算特別委員会を再開します。

これより、3 月 11 日、本特別委員会第 1 日及び、本日説明を受けた各議案の質疑を行います。

まず、議案第 23 号 平成 26 年度奥多摩町一般会計予算の質疑を行います。

初めに歳入の質疑を行います。なお、答弁、説明者をお願いします。歳入の質疑ではありますが、歳入の項目及び質疑によっては歳出と関連する、または対応する事項が多くありますので、歳出に連動する事業や、歳入の説明については、各事業内容等を理解しやすくするために、歳出のページを示した上で、歳出も含めて、一括で答弁、説明をお願いします。

また、質問される委員をお願いします。ただいま説明者に理解をしやすい説明をお願いしましたが、説明者が質問内容を十分理解できるよう、1 回の質問に対し、多くとも 3 項目までとし、答弁漏れのないよう、理解を深めるためにも、ご理解ご協力をお願いします。なお、ページ数も明示していただければ、さらにわかりやすいかと思います。

それでは、歳入について、質疑のある委員は挙手願います。8 番酒井委員。

○8 番（酒井 正利君） 8 番酒井です。3 項目ほどお伺いします。

14 ページ、簡易給水施設の使用料なんですけれども、この 2 月の大雪で、私が知っているのは 2 カ所が断水で、水が今こない状態だと思うんですけれども、現状の内容と、それから今後の対策をお伺いいたします。

続きまして、次のページの 15 ページ、商工使用料の観光施設使用料の奥多摩小屋なんですけれども、以前からの登山者の方がトイレが非常に古くて汚れていて、汚いという声が町へ帰ってから多く聞こえるということで、今後の予定とか、考え方をお伺いします。

それと、もう一項目が、歳入の最後です。40 ページ、同じく、木質バイオマスのチップの売り払い収入ということなんですけれども。木質バイオマス推進事業を非常に期待してるところですけれども、搬入の登録者の業者の数、個人もあるかと思えますけど、数と、それから地域通貨を使用できる店舗数、それも数、それからチップの搬入の量の見込みによる、搬入量でもよろしいですけれども、チップの量ですね、どのくらいを見込んでいるか。

以上をお聞きいたします。

○委員長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 8 番酒井議員の質問にお答えします。

簡易給水施設でございますが、今町には5施設ございまして、去る2月8日、14日の雪害によりまして、3カ所ほど、今断水になっている状況でございます。

また、酒井議員のご質問にありますように、今断水になって水がきていない部分に關しましての料金につきましては、ちょっと今後検討させていただきまして、徴収のほうを考えさせていただきたいと思えます。

また、今後の対応としましては、今、水源に入れる状況ではございませんので、仮に安寺沢の場合は、今ほとんど断水してしまっていて、消防の可搬のポンプを借りまして、配水池に入れている状況でございます。

また、峰地区に關しましては、今後早急に水源の確認を行いまして、断水を解消できるように、今後対応していきたいと思えますので、よろしく願いしたいといえます。

以上です。

○委員長（須崎 眞君） 観光産業課課長。

○観光産業課課長（原島 滋隆君） 8 番酒井委員の2つ目と3つ目の質問について、ご説明をさせていただきます。

まず奥多摩小屋のトイレの予定ですとか、今後の考え方についてということでございますが、現在トイレが汚いというのは重々承知をしております。そういった中で、今のトイレをまず、当面の策として、どうしていくかということで、川苔でバイオマストイレをやっておりますが、あのおがくずなどを入れるような形で対応ができないかということで、少しずつ塩ビのドラム缶というんでしょうか、そういったものを運び入れて、一旦掘って、汲みとったものをその中に入れて、自然の中で、コンポスターのような形になりますが、そういったものができるかというのを、今年度、やってみる予定でおります。

それから今後についてなんですけど、トイレということだけではなくてですね、小屋自体

が昭和 34 年、国体のときに整備されたものでございますので、非常にあちこちにガタと言いますか、老朽化が来ております。こういったものを今後、雲取というのは日帰りの登山というよりも、むしろ宿泊を伴う中高山の分類に入ってきますので、雲取観光と言いますか、雲取登山と奥多摩の位置づけといったものを、どのように今後考えていくのかというのを自然保護官の方ですとか、環境省の。それから山岳救助隊の方たち、こういった方たちに 1 回集まっていただいて、今後どうしていくのがいいのかということを検討させていただきたいというふうに考えております。

それから、3つの木質バイオマスの登録数についてでございますけれども、搬出が登録者としましては、現在 5 つ申請をいただいております。内訳で言いますと、個人の方が 4 名、それからボランティア団体が 1 名ということになっております。

続いて店舗のほうですけれども、現在全部で 33 店舗ということで、業種で言いますと、食料品、食堂、ガソリンスタンド、宿泊施設、お土産、酒店、コンビニ等ということになります。旧三か町村分類でできますと、古里地区で 5 店舗、氷川地区で 23 店舗、小河内地区で 5 店舗という内容でございます。

26 年度につきましては、123 ページのところの木質バイオマスの関係の予算を計上をさせていただいておりますが、委託料に入ってきているところがそうでございます。バイオマスの集積所運営管理委託費、こちらのほうに出してあるものが木材の出てきたものの検量と、それから買い取り、これは現金及び地域通貨の交付ということになります。

それから、その土場自体の管理、そして使われた地域通貨の換金といったような業務をこちらのほうでやっていただく予定になっております。

それからもう 1 つのチップ製造の方の委託ですけれども、これは原木をチップ化していただくということで、東京都農林水産振興財団の方へ委託を考えております。数量につきましては現在 240 立米ということで考えておりますが、出てくる形態、例えば、個人の方が非常に多かたりすると、金額的にいったりとか、あるいはボランティアの方が多かたりすると、地域通貨だけ半額交付ということになりますので、現金的には余り出ていけないということにもなりますので、また、出荷の量がたくさん出てくる場合もありますし、今回のように雪によって搬出をしたくてもなかなかできないというような状況もあると思っておりますので、その都度状況を把握しながら補正等必要に応じさせていただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（須崎 眞君） ほかにございますか。4 番原島幸次委員。

○4 番（原島 幸次君） 4 番原島でございます。

歳入の件で11ページの歳入で、徴税の件についてお聞きしたいんですが、非常に徴税が入りにくくなって、少子高齢、あるいは人口が減ってきて、徴税が減ってきておりますが、特に住民税あるいは固定資産税について、滞納者の件でお聞きしたいんですが、非常に土日にも出ていたり、あるいは早、早朝より6時半ごろ行ったり、非常に担当者の方、ご苦勞なさって、延滞回収、あるいは滞納者に対する自宅訪問しながらやってると思うんですが、その辺の状況につきまして、この1年間と今後の見通しについて、わかる範囲内で結構ですから、教えていただければありがたいと思います。

○委員長（須崎 眞君） 住民課長。

○住民課長（宮田 昭治君） 4番原島委員さんの徴税の対応についてということで、ご質問いただきました。

滞納につきましては、ほとんど常習というか、固定資産税、あるいは徴税、それから軽自動車、それから国民健康保険税等、ほとんど同じ人が同じような形で滞納しているというような状況でございます。人数的には約10万円を超えてるのは約24～25名おります。それ以下につきましては、金額的には小さいということでございますけども。催促をしますと、ほとんど入れていただくというような状況でございます。

その収納につきましては、今現在1名退職した職員で臨時で、税務を担当してた職員でございまして、そのまま引き継ぎで25年度1年間の徴収の方をやっていただいた状況で、来年度も一応予算のほうを計上させていただいております、その1名、それからあと収納係長を含めて収納に当たるということで対応する予定でおります。

今後の対策としまして、どうしても徴収に行ってもなかなか入れていただけないというようなことがございますので、その方たちの資産、あるいは車の運用を停止するような、タイヤロックというような方法を用いまして、その対応によって、資産でしたら売却をしてもらおうとか、それで穴埋めというか、滞納を処理すると。

それからタイヤロックにつきましては、車はどうしても使用する上ではそれをとめるというふうな行為によって入れていただくというようなことがございますので、そのような形で一応対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。5番杉村良一委員。

○5番（杉村 良一君） 5番杉村でございます。

ページが、15ページの農林水産施設使用料の中で、滞在型農園780万と計上されておりますけど、この面積とか内容に関して、ご説明をお願いいたします。

○委員長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○産業観光課長（原島 滋隆君） 5番杉村委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

滞在型農園でございますけれども、現在13棟ということで、1棟当たり年間60万円ということで設定をさせていただいております。

面積につきましては、すみません、面積の詳細につきましては、後ほどを調べさせていただいて、お答えのほうをさせていただきたいと思えます。

○委員長（須崎 眞君） 杉村さん、では後でということで。

ほかにございますか。7番師岡伸公委員。

○7番（師岡 伸公君） 委員長、7番師岡伸公です。

歳入全体財源確保について、お伺いをしたいと思えます。ここ数年の数字を見てまいりますと、当然のように税収減による状況というのは言うまでもありませんけれども。下水道事業を除けば地方債は、右肩下がりで、財政調整基金等の積立金は右肩上がり。全体的には非常に成果があらわれているなというふうには感じますけれども。

そんな中で、歳入の一番大きな要素であります東京都からの支出金もこの数年間、その決算を見ても27億前後、それから平成23年に至っては、決算では29億を超える金額、パーセンテージでも全体の40%を占めている。多いときは47%という、そんな年もありました。

本年度当初予算におきましても、前年度から増額が見られます。税収減を補っている、その数字を維持しているというか、伸びているわけですね。

町のさまざまな改革事業によって、またその評価によって、獲得できる予算もあるように伺っておりますけれども、そのあたり予算折衝の経緯ですとか、そのご苦勞の背景など、もし聞かせていただければというふうに思えます。

それからもう1つ、各事業に充てられる補助金とか、負担金の率、よく10分の10ですとか、2分の1、4分の3というふうな、その率なんですが、国やその他の所管の関係で決まってくるものなのかなというふうには思えますけれども。

どういうふうな尺度というか、基準というか、そのあたり、ちょっと不勉強でございます、教えていただければと思えます。

以上、2点です。よろしくお願いたします。

○委員長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 7番師岡委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の都の支出金を含めた全体的な町の財源確保というお話でございますけれども、委員がご指摘のとおり徴税については非常に伸び悩みというか、減少、右肩下がりでございます。26年度についても12%ほどの割合でございます。

また地方交付税については、26年度で20.9%、また都支出金についても、38.6%ということで、6割強の部分は東京都、あるいは国の交付金で成り立っているという中でございます。

とりわけでございますけれども、東京都の総合交付金につきましては、毎年私どもで年度当初のヒアリングというのがございまして、年間の支出の見込みについて、それぞれ個々に事業ごとに説明を申し上げて、その中身をご説明をするという機会が、また今年も4月にやってまいりますけれども。

その後に首長のヒアリングということで、今度は町長が参りまして、直接市町村課長さんからお話を承るということで、そのやりとりを経て、あとは事務的に我々で、できるだけ多くの財源をいただけるように、いろいろ努力をしたり折衝したりしているところでございますけれども。

とりわけ、この総合交付金は、町の根幹的な部分でございまして、25年度でも、ほぼこれで額が決まりまして、15億5,500万円ほどになるかということで、まだ決定を見てるところではないんですけれども、その予定で今作業を進めております。

特に、この総合交付金については、財政事情、あるいはまちづくり振興割とか、我々の特殊事情、それと我々がふだん行っている行政改革の努力に報いる部分ということで、さまざまな角度から、それぞれ斟酌をされて、全体として今申し上げた、15億5,500万円くらいになるということでございます。

私ども、この総合交付金に該当させるように、事業をそれぞれ、1月の時点で具体的には、契約をして、額が確定がしていないと、その年度の総合交付金の該当にならないという事情もございますので、これは2月3月に事務局的に整理をするという意味合いも含まれておりますけれども、そんな中で、早期発注、早期完了と常々申し上げているところなんですけれども、早期に発言をしていただいて、その効果を出すことによって、財源も確保できるということでございますので、事業が遅れば、総合交付金の該当にならないこともありますので、その辺、事業課等に再三お願いをしているという内部的な作業も行っております。

また、補助金の率でございますけれども、率については10分の10、100%からですね。例えば50%、あるいは国都の補助金いただけるものについては、国が3分の1、あるい

は都が3分の1、残りが市町村という仕組みで、福祉から地域整備課、観光産業課、さまざまな課で東京都の補助金を使って事業をしておりますけれども、それぞれの事業において、交付要綱というのが定められております。この交付要綱に補助率が明記をされております。

そんなことで、率が決められていると。あるいは、最近福祉関係では包括補助ということで、個々の事業ごとの補助率を決めるのではなくて、その福祉関係、例えば高齢福祉だったら高齢福祉をトータルをして補助をいただくという仕組みもございまして、その中では先駆的な事業であれば、10分の10、通常のルーチンな事業であれば、例えば2分の1とか、そういった割合で、それぞれ要綱に基づきまして決められているものでございます。

また、話が戻ってしまうんですけども、財源対策で2番目に大事な部分で、地方交付税の話は、やっぱりこれも避けて通れないと思うんですけども。26年度の地方財政計画というのが発表になっております。これにおきましては、地方交付税の総額が、16兆8,855億円ということでございまして、昨年よりも1%減っているという状況でございます。

これは交付税そのものが、財源確保しなきゃいけないという中で、国と地方の折半対象ルールというのがございまして、私どもで臨時財政対策債という名目で、平成13年度から借りておりますけれども、これは交付税が基準財政需要額から収入額を引いた差がいただけるものでございますけれども、それが満額いただけない場合に、私どもで発行して、後の年度で、これの10分の10の交付税算入をいただくという形になりますけれども。その2分の1ルールというのと、あるいは今度28年度まで、これが継続するというところで、やはり国の財政が非常に厳しい中で、3年ごとに見直しをしてるようなんですけれども、28年まで継続をされてるということで、今後も、この臨時財政対策債が発行する状況になるというふうに思っております。

また、別枠加算というのがございますけれども、景気が大分回復してきている中で、地方の法人税が税の偏在化を改善するというところで、国のほうでは法人の地方税である住民税を一部国税化するという話がございまして、26からは地方法人税というのが創設をされるということで、それによって1回国で税として吸い上げたものを新たに地方の元気創造事業ということで、3,000億円程度というふうに聞いておりますけれども、それを財源の少ないところに計上配分をしていくというような制度になっているというふうに聞いておりますけれども。

私どもも、非常に地方税そのものが減っていく中で、企業が少ないところでございますけれども、この法人の住民税が減るということで、ますます率が現在の12.3%から9.7%

に落ちるというふうに聞いておりますので、それも見込んで、ちょっと税収が今後も伸びていく要素というのは、なかなかないなというふうに感じております。

よろしく願いいたします。

○委員長（須崎 眞君） 町長。

○町長（河村 文夫君） 財源対策については、再三にわたりまして私の方からいろいろお話をさせていただきました。特に、今、私どもの町の財源については、企画財政課長がお話ししましたように、1つの規則的な収入がございます。それは、地方交付税については、もうこれは規則ですから、国の規則に基づいた試算をして、国から交付税をもらうという制度になっております。これは徴税の収入等も絡んできまして、そういう規則になっております。

それから、東京都の支出金の中でも、今、企画財政課長からお話がありましたように、規則に基づいた支出、これもございます。例えば、1つの例でございますけれども、市町村の独自事業、これは従来は3分の1でありましたけれども、東京都の補助金は数年前から2分の1に格上げしていただきました。かつ従来は、測量、それから、物件補償等々、規則にはなかったんですけれども、そういう規則化も町村会、市長会の要望でしていただきました。

そのほかに、よく私自身がお話ししております。市町村総合交付金です。これは、今回は473億円ということで、東京都の今、新しい、前年に比べまして8億円増額になっております。これを26市、13町の市町村が、このいろんな規則、基本的には、基本の規則はございます。基本的な規則はありますけれども、この物の考え方というのは、それぞれの自治体が、その東京都の中で非常に困難である、あるいは、いろんな意味で財政負担が必要であるという部分について、補填をしていこうということでございまして、均等割だとか、それから何々割というような、大きなそういう考え方はございません。

したがって、今、企画財政課長がお話し申し上げましたように、私どもの町として、新しい年度に当たって、財源が足りない場合に、この部分についての要望をするという形で、そういう部分を事務的にはやっけていただいております。

しかしながら、事務的な部分だけではどうしても予算が足りない、歳入が足りないという部分がございます。そういう点では、当初予算に組んだ、昨年、25年度予算で見ればわかると思いますし、また26年度予算でも、14億の市町村総合交付金を予定しております。

実際には、まだ最終的には決定をいただいておりますけれども、24年度の時点では、

市町村相互交付金を16億円の交付をしていただきました。その間に、私自身の仕事としては、もちろん事務的な折衝を含めたルール、あるいは市町村課長との部分がございますけれども、町の状況をいかに理解してもらおうかということが非常に大事だというふうに思っております。

そういう点では1年間、数回にわたって市町村課長を束ねる行政部長との面談、また、最終決定権限者である総務局長当等も含めてお伺いをして、私どもとすれば、ほかではやっていない、こういう新しい事業であるけれども、これは町の少子高齢化対策については必要なんだと。どういうふうにして必要なんだということを、何回も何回もお話をして、それで最終的には上積みをしていただくという方向をとらせていただいております。

したがって、特に、この鳩の巣荘の改築の問題等が、いろいろ今まで議論がされて参りましたがけれども、これについても基本的には鳩の巣荘そのものに幾ら出すというルールが全くございません。

私自身ちょうど10年になりますけれども、一般会計で借金をしておりません。これも、ある意味では、ルールとしては公共事業をやる場合には、まず財源手当として補助金を受けなさいよと。補助金の残りについては起債を受けなさいと。借金をしなさいと。後年度に借金をします。その残った部分について、一般財源として充当しようという1つのルールがあります。そんなルールをやったんでは、とても借金が膨らんでしましまして、後年度の行財政がやれませんか、今も申し上げましたように、私としては、今やっと、負債と基金が逆転するふうになりましたけれども、当時、私自身が町長を受けたときには、負債のほうが多くて、実際には基金が8億円しかありませんでした。今、約3倍になりました。24億円になりました。

また、下水道が27年で終わりますけれども、この減債のための基金を11億円ほど積ませていただきました。これも、今申し上げました一般的な、事務的なルールではとても解決できませんので、将来的に安定的に自立していくためには、長期にわたってこういうことが必要であるので、その財源手当をしていただきたいということで、10年間頑張ってきたわけがございますけれども。結果としては、10年間一般財源の起債を受けずに済んだと。また基金をある程度増やすことができたということでございます。

しかしながら、島に9町村があります。それから内陸部に4町村ありますけれども、それらの相対的な基金の額等、あるいは予算の規模等を見て、まだ私はほかに比べて足腰が強くなったというふうには思っておりません。

したがって、事務的なルール、あるいは事務的な折衝が必要でありますけれども、

まだまだ私自身が今までやってきたような方法を、これからも継続してやらないと、町の財源確保できていけないんだというふうに思っておりますので、今後も私自身が、いろんな意味で努力をしながら、この財源基金を積み立てて、自立していけるような方向を見つけていきたいというふうに思っているところでございます。

もちろん、そういう意味では、特に職員には、都の職員が来たときには、現場を見せろと。現場を見せて、私自身が考えている部分を、その現場を見せて、そこに何が起こっているのか、だからどうなのかということについて、お互いに意見交換をしながら、やってくれという指示もしているところでございます。

いずれにいたしましても、私自身、この町自身が、東京都、国の財源対策を見ますと、26年度予算の中でも約60%を地方交付税、それから都の出資金で賄っているわけですから、こういう部分で必ずしも、どこかになんかが発生するから、その今もらっている都の出資金をそっちにやれよという話で来てるわけではなくて、過去から現在、大きな事業をやるためには何年かかけて、都の皆さんの理解をいただきながら、その財源対策をしているということだけを、ご理解いただければありがたいなというふうに思っております。

○委員長（須崎 眞君） 観光産業課課長。

○観光産業課課長（原島 滋隆君） 先ほどの、5番杉村議員の1区画当たりの規模についてということで、ご回答のほうをさせていただきたいと思います。

1区画につきましては、272平米、約82坪になりますが、内、木造平屋、バス、トイレ、ごめんなさい、キッチン付の29平米、約9坪、これが13棟建ててございます。現在は、全員が入っているという状況です。以上です。

○委員長（須崎 眞君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時0分から再開いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○委員長（須崎 眞君） 午前中に引き続き、予算特別委員会を開きます  
議案第23号 平成26年度奥多摩町一般会計予算歳入の質疑を続けます。  
ご質疑ございませんか。8番酒井正利議員。

○8番（酒井 正利君） 8番酒井です。

29 ページ、観光施設整備事業費の森林資源を活用した観光振興事業の補助金なんですけれども、登山道及び遊歩道等の景観対策で、森林資源を活用した観光振興、森林整備事業の詳しい内容と目的、どのような効果をねらっているのか伺います。

○委員長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課課長（原島 滋隆君） 8番酒井委員のご質問にお答えをさせていただきます。

森林資源を活用した観光振興事業でございますが、こちらにつきましては遊歩道、登山道あるいは山頂等の眺望や修景を図ることによって、観光客に楽しめる風景をつくっていかうということを目的としております。

補助につきましては、東京都の全額補助ということで、10分の10ということで、26年度、27年度の2カ年に実施をする予定となっております。

事業の内容でございますけれども、平成26年度につきましては、むかし道で7カ所を予定しておりますが、そのうち3カ所につきましては、眺望ということで、1カ所当たり300平米から700平米ぐらいの大きさを、むかし道から多摩川の間、こちらを皆伐することによって、川が見えるような眺望を図ろうということを今計画してございます。

それからもう1つが修景ということで、こちらは森林再生と同様な形で3割の間伐等をして、景色を整えていかうということで、こちらにつきましても200平米から1,000平米以上のものまで、4カ所合わせまして、全部で26年度につきましては、むかし道の周辺で7カ所予定してございます。

こちらについては計画の中ということで、所有者の方との合意形成が必要になってきますので、今後所有者の方にご理解をいただきながら、一日も早く、そういった整備が図れるように努力してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。2番宮野亨委員。

○2番（宮野 亨君） 2番宮野でございます。

23 ページの人に優しい道づくり整備事業につきまして、現在どのくらい要望があって、どのくらい進んでいるか、わかりましたらご答弁願いたいと思いますけれども。

○委員長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 2番宮野委員のご質問にお答え申し上げます。

この人に優しい道づくり事業でございますが、毎年5月の自治委員会議に自治会長の皆様にご説明申し上げまして、そこから申請を受けるというものでございます。それでおお

むね、年度内に実施をするということで。

例えば、24年度の実績によりますと、自治会10カ所で実施をしております、事業費の合計では662万8,000円ということで。これは24年度から、すみません、25年度から事業費を700万に増額して実施をしております。

おおむね大体、この事業費に見合うだけの事業量と、あと地域整備課で行っております町道の整備と兼ね合いをいたしまして、調整をいたしまして、あまり大がかりな事業については、町道の維持補修のほうで対応していただくと。この事業について実施をするとしたら、例えば手すりの設置ですとか、段差の解消、そういったものを主に実施をしている事業でございます。以上です。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第23号の歳入について、質疑を終結します。

次に、議案第23号の歳出についての質疑を行います。

歳入は一部を除き、款ごとに行います。

初めに、款の1 議会費、款2の総務費について、質疑を行います。

1 番石田芳英委員。

○1番（石田 芳英君） 1番石田でございます。3点ばかりご質問させていただきます。

まず1点目は、42ページの議会運営費の需用費、印刷製本費についてでございますけども、よく町民の皆様から、議会とか議員の活動が見えない、何をやっているかわからないというようなお叱りと言いますか、そういうお話をよく聞くわけでございますけども。

よく議会とか、議員の見える化につきまして、他の市町村の議会では、議会だより等を通じて、見える化を図っているということでございます。例えば、せんだっての議会編集委員会では、議員の意見の充実とか、議員大会とか、議員視察の写真での紹介、あるいは一般質問のところに、議員の顔写真を入れる等の意見を申し上げさせていただきましたけれども、この場合、ある程度の予算措置が必要ですよというお話でしたので、その点についてお伺いしたいと思います。

2点目でございますけれども、総務費のところ、47ページの総務の庁舎管理費の減額につきまして、先日の説明では、庁舎の耐震料が前年度ありまして、今年度はないというお話で、減額になった点がありましたということでございましたけれども、以前一般質問で、役場庁舎の耐震化についてということで、平成24年度9月議会で、ちょっと一般質問させ

ていただきますけれども、そのときのご答弁が、耐震を審査して後日ご報告しますということでもございました。正式にまだ議会にご報告をいただけていないような気がするんですけども、このご報告について、いつ報告されるかということをお伺いしたいと思います。

3点目でございますけれども、49ページの総務費の広報費の委託料、ホームページ導入委託のところでございますけれども、先日7日の一般質問で、雪害に関連した再質問で、このホームページの充実等について、ちょっと要望と言いますか、ちょっと、そのときには質問という形をとればよかったんですけども、要望という形で終えてしまったんですけども、具体的にこのホームページに関してどのような方向でいられるかという、具体的にどういう形なのかということをお伺いしたいと思います。

以上3点でございます。

○委員長（須崎 眞君） 局長。

○議会事務局長（原島 肇君） それでは、1番石田芳英委員の議会費の印刷製本費、主に議会だよりを、今、年4回出してるということで、先日の議会だより編集委員会、その中で幾つかお話が出たということでもございますが、そういう議会改革の中で、そういうことが必要であれば、正式にそういう意見が議員の皆様からあれば、正式に予算要求をしていかないと、なかなかできないことですので、また、ホームページにいたしましても、今の町のホームページに議会の一部を出させていただくという状態です。

実際には、独自でやるということになると、また議員皆様のご協力、また了解がなければできないことだと思いますので、そういう意見がまとまれば、予算のほうは要求していきたいというふうに考えておりますので、ご理解ください。

○委員長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） それでは、私のほうから石田委員の2点目、3点目のご質問にお答えしたいと思います。

まず庁舎管理費の関係で、耐震診断の関係でございますけれども、25年度予算で、庁舎の南側と言うのですか、半分から向こうなんですけども、昭和40年以前に建築され、以前奥多摩工業さんで研修をしていた建物の耐震診断の委託を実施をしたところでございます。

実はこの結果が、報告されたのは先週でございます、今その内容等をまとめている段階でございます。実際には、総合所見ということで、現在の建物の状況、今後もしその部分で耐震化を進めていくと、どのような工法が必要で、また金額的な部分も工事のみの金額が示されているわけなんですけれども、実際に工事を実施するとなりますと、やはり柱を強化しなければならないというようなこともありまして、実際今ある事務室にも多少工程を

加えていくというような部分もございます。

そうなりますと、その際に、その場で事務が取っていただけるかとか、そういう部分もございますので、ちょっとそのあたりもまた検討をして、詳細等まとまった時点で、また、ご報告をし、また庁舎について、今後どのようにしていったらいいかというようなことで、議員の皆様からお知恵をおかりしながら、今後の方向性を決めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それと、2点目のホームページの導入委託、先日一般質問の日に、ホームページかなり更新されるタイミングが遅いとか、そういう部分を言われておまして、今回ホームページを改修するというので、まず、それ以前にもいろいろホームページの関係、ご質問を頂戴しているわけですが、見づらいという部分、またのどこから入っていったらいいかというような部分があって、見やすいホームページをつくらうということで、今検討しているところでございます。

その段階で、CMSシステム、コンテンツ管理システムというのですが、担当課で編集ができて、即時発信が可能なシステムというものも導入をしてまいりたいというふうに考えております。今、この予算をご決定いただいた後で、業者等を決定し、また、そのようなことで、今後、災害時等も含めて、すぐにタイムリーな話題が提供できるように。

また、やはり今の方法ですと、担当課から私どもの総務課の方の担当者に来て、それを更新しているという状況で、やはり時間的にもかかっているという現状でございますので、そういう部分も改めるように、見やすく、また、的確迅速に、町行政の情報を発信していけるようにということで考えております。当然、今後、決定した段階では、データの移行、また、各課に操作研修等を行いながら、26年度中には見やすく、いいホームページをつくらってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。3番高橋邦男委員。

○3番（高橋 邦男君） 総務費、51ページ、ちょっとお願いします。総務費の工事請負費なんですけどね。棚沢地内の寄附物件解体ほか工事ということで、この前、説明していただいて、旧見晴亭、それから線路の上にある福島さんの母屋と蔵ということで説明を受けたんですけど、解体した後のことというのは、これからのことかなとは思いますが、両方とも、ちょうど急斜地というか、特に見晴亭のほうはかけづくりで平らなところもなく、どんなふうにご利用するのかな、活用するのかなというところが1点。それから。母屋のほうは、あそこを解体した場合には、ものすごい急斜地で、ちょっと怖いようなところですね。道路も狭いし、ガードレール等の設置なんかも考えているのかどうかというこ

とですね。

それから、もう1点なんですけど、52 ページです。バス路線維持対策費補助金ということで、昨年ちょっと質問させていただきました。4,800 万円の予算を、今年も組むということです。やはり去年も言ったんですが、あの大きなバスが、ほとんど乗っていない状態での、なきゃ困るんですけど、ほとんど乗ってない状態のバスが結構走っているということで、もっと小さいバスでもいいんじゃないかと、素人目には思うんですね。去年の答弁では、ガソリンもそんなに変わらないということで、受けたんですけど。やはりおかしいなと思います。やはり小さいバスのほうが、当然、こういう狭い奥多摩の都道なんか走るには、やはり、そのほうが合理的かなと思うし、それからもう一つは、住民の足の確保ということで、本当に、どの程度、効果的なのかなという疑問がちょっとあるんでね。西東京さんとの交渉も毎年あると思いますので、町としてはどういう考えで、今年、バス路線の維持について考えているかということで、お願いしたいと思います。

○委員長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） それでは、3 番高橋委員さんのご質問にお答えをさせていただきます。まず1点目の51 ページでございます。工事請負費の棚沢地内の寄附物件の解体の関係でございます。予算の説明の中でもお話ししたように旧見晴亭が、まず、1点ございます。見晴亭の地続きの部分、今、駐車場として、鳩の巣荘の建設車両の駐車場ということで、佐久間建設様のほうに有料で貸させていただいておりますけれども、あそこを解体して隣の駐車場を含めた一帯の敷地ということで、今後、利用については考えてまいりたいということでございます。これには鳩の巣荘の、今回、駐車場もつくるわけでございますけれども、鳩の巣地域、観光の拠点でございますので、地域全体の観光の中ではどういった利用ができるかということ、あるいは商店街の活性化も含めた中での検討をさせていただきたいというふうに考えております。

旧福島敦子様之母屋と蔵のところでございますけれども、まず、物置といいますか、蔵の部分壊すことによってですね、橋のたもとの待避所ができるというふうに考えております。また、母屋の部分でございますけれども、おっしゃられるとおり非常に急傾斜で、それから、川のほうから見ると非常に、基礎も腐っておりますので、壊して道路の境界のところにガードレール等を入れて転落防止を図って、跡地の利用というのは、なかなか難しいのではないかとこのように考えております。

2点目の52 ページのバス路線の維持の補助金でございますけれども、昨年のご質問いただきまして、そのときも小型化した場合に燃料代はさほど変わらないと、人件費について

も、ワンマンでございますので、特に減少することはないというお話をさせていただきましたけれども、とりわけ、特に奥多摩の観光を考えた上で小型化することによって乗車定員は、当然減ってしまいます。土日と平日の、そのアンバランスと申しますか、波が非常にあるという中で、仮に平日にシフトして小型化を入れると、土日に、現在でもJRの利用者が大分増えてきておりまして、役場の前まで並んでいるという状況の中で、このときに小型化したバスでは非常に困るということで、西東京バスに以前、お話しした中では、土日だけ大型を、五日市の営業所から持ってくるのは人手と手間とお金が、それこそかかってしまうということで、どこに照準を置いてバスをシフトするかという中で、現在の形に落ちついているということでご理解をいただきたいと思います。

全体として、バスの問題は、路線がなくては困るとおっしゃる方がほとんどで、実際に乗れない方も、もちろん含めて、あるにこしたことはないという考え方だと思います。実際、乗られてない方のほうがもちろん、むしろ多いわけでございまして、バスの利用をどうやって図っていくかという中でマイカーとの取り合い、あるいはマイカーのない交通弱者とおっしゃられる方たちの足をどうやって確保するかというのは非常に問題が多いことでございまして、今まではなかなか、いろんな検討をされている中でも解決はできない問題でございます。現在では、一方では、その路線バスを、今の本数を確保して、もし必要があつて乗られる場合に乗れる状況をつくっておくというのが、まず大事な点。これが、ますますバスが減ってしまいますと、ますます寂しくなってしまうということもあろうかと思っておりますので、バスの本数、確かに乗っている方は少ないですけれども、現状を維持していきたいと、12路線、町の中を走っておりますけれども、38本でございますけれども、今までどおり走らせていきたいと。ただ、JRの利用が増えている中で、25年度でも補正の減をさせていただきましたように、大分乗降客数が改善しているという中で、バスの中での、いろんな観光名所の案内だとか、ここでおりると何がありますよというアナウンスをバス会社と今、タイアップして、バスの中で流していただいているんですね。

ですから、そういったことも踏まえて、バスの利用、ほかの施設とのクーポンなんかも考えられると思いますので、いろんな周遊チケットとか、そういうことも検討会の中ではお話をさせていただいております。そういった形で今年度も、例年同様な予算を組ませていただいております。どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。11番清水委員。

○11番（清水 典子君） 今、高橋委員が言われました棚沢の福島敦子さんのお家の解体に伴って、ガードレールをと言われたんですけれども、あそこは南坂から来て、真つすぐ

来て下ってきて滑ったら、あのまま下へどんと行っちゃう、真っ逆さまに行っちゃうというような場所なんですよ。今、ちょっとぼろでも家があるから、ぼろと言っちゃいけない。訂正します。ちょっと斜めになっているんだけど、木があって、車どめじゃないけど、あそこへ入ったまま安心かなという部分があるので、あれが全くなくなってぎりぎりガードレールを張って、あそこ赤土みたいのところなんです。南の坂はぼろぼろぼろ崩れてきてて、それで町で石積みをしていただいた経緯があるんですけど、将来的に線路の上に町有地で若者住宅というつもりで土地を求められたんだと思うんですけど、あそこには道がないんです、入っていく。線路の山宮さんの上、線路の上側に今、誰も住んでいない家が建っているんですけど、そこが町有地なんです。いずれ、そこに家を建てられると思うんですけど、計画というか、これからのこととして、舟川沢を立派な暗渠で埋め立てたら、あそこを平らにされたら理想なんじゃないかなというのが、一つ。

それともう1点は、その線路上に町で、土地を持っている場所に、もう廃墟じゃないけど、崩れちゃいそうな家が1軒あるんですよ。あれはやっぱり何とかしなくちゃっていうのがご近所の話でした。線路の上です。誰も住んでいません。ついこの間も、その町の土地の、すぐ上あたりの方が、家を直したいとかというんですけど、道があればなとかって言ったけど、そんなことを言っているうちに出ていかれちゃったら困るんですけどね。やっぱり、あの辺にも道があったらいいのかなと思うから、前、私こういう話をしたときにJRの土地で、下の線路のサイドはね、なかなかそっち側から道が入れないと言ったけど、多分その横が町の土地になったんじゃないかなと思うんです、道が、きっとあの辺が、沢の、こっちから行くと右側手のほうが町有地になっているんじゃないかと思うんです。そういう意味から含めてたら、東京のほうへ行って、地下駐車場へ入っていくような、あんな感じがあれば、暗渠の立派なのをつくれれば、あそこを埋め立てられて、安心できる場所ができるんだから、これはあくまでも要望というか、将来的に何か、そういうことがあったら、そういうことも検討していただきたいというのと、線路の上の町有地にある、また、誰も住んでいない朽ちているような家は、何とかしなくちゃいけないかなというふうに思っていますが、あの家は、町の持ち主ではないのかもしれないんです。ちょっとわかりませんが、よろしくお願いします。

○委員長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 11番清水委員さんのご質問にお答えをさせていただきます。まず、1点目の旧福島敦子様のところの母屋を取り壊した後のお話でございますけれども、また、地域整備課と相談をしまして、いずれにいたしましても安全を確保した形

でガードレールのようなものを整備をしていきたいというふうに考えております。

また、朽ちた空き家があるということでございますので、その部分については所有者を私どもでも確認をしないと、何とも、今、申し上げられないんですけれども、いずれにしても、もし町のものであるとすれば、災害上、あるいは防犯上も含めて、私どもで取り壊すなりの措置をしたいと思います。また、道の入っていない部分の町有地についても、今、ご提案で暗渠にすればとかいうこと、お話をいただきましたけれども、私どもでも、今、若者の定住が一番の課題ということで、条件のいいところから、まず、投資効果が上がるところから整備をしたいということで鳩の巣荘のほうは、整備が終わりが見えておりますので、その段階で、今回、企業から寄附をいただいた土地もございますので、そういったところ、あるいは小丹波の中でも、これから道路計画のあるところもございますので、そういったことの中で、どこから手をつけるかという順位も含めて検討させていただきたいと思いますので、どうぞご理解をよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○委員長（須崎 眞君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 鳩の巣荘の問題に関しましては、非常に山林、土地等を含めて多岐にわたっているんですよ。したがって、企画財政課長のほうから過日お話をしたと思うんですけれども、まず、土地の境界の確定、それから、現在、利用されている人との関係、それから今後、町がどのようにしていくかということについて、まだ、まとまっておりません。したがって。今、ご質問がある部分に、個々に答えている部分というのは、とりあえずやらなければいけないことというふうに理解してください。

トータル的な利用の仕方というのを決めます。決めた段階では、地元の関係者皆さん、自治会も含めてでございますけれども、そういうところに提案をして、それで実行に移す。もちろん、今度は実行に移すときは財源をどうするかという問題もありますので、そういう問題を含めて、今、高橋委員、それから清水委員、そのほか、市民の皆様からもいろいろな意見をいただいております。いただいておりますけれども、個々の部分で解決するというのは、なかなか難しいですから、公共の問題、あるいは全体的な問題で、公平公正に、どのようにしていったらいいかということ、一度、私どもに考えさせていただいて、その時点で、また、ご相談をさせていただきたいと思っておりますので、鳩の巣の問題については、そのように理解をいただきたいと思います。

特に、もう既にご承知のように、どうするんだ、どうするんだということで、一心亭の跡地、それから、もう一つの旅館であった鳩和荘の問題等もありますので、この辺の土地の利用も多くの人たちに、鳩ノ巣の溪谷を利用させていただきたいというふうに私は思っ

おりますので、それも全体的な計画、場合によっては専門家を入れて、あの辺をどうするのかという問題もありますので、この全体の、敦子さんからもらった土地というのは非常に、皆さんにもお話ししましたように、時価総額で1億円、それから山林等もありますので、それをどう有効的に住民のために使ったらいいかということについては、ちょっと時間をいただきながら検討させていただきたいなと思っております。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。6番村木征一委員。

○6番（村木 征一君） それでは1点、ちょっと教えていただきたいと思うんですけど、61ページ、これの財産管理の中で委託料がありまして、恐らくこれは登記をするための委託料じゃないかと思うんですけども、司法書士の委託というのがあるんですけども、この内容をちょっと教えてください。61ページの委託料の上から4行目です。ごめんなさい、51ページです。

○委員長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 村木委員のご質問にお答えをさせていただきます。この司法書士委託料300万円でございますけれども、これは99カ年の地上権の抹消登記の関係でございます。委託先が社団法人の東京公共嘱託登記司法書士協会というところでございまして、今まで、これ全部で58筆ございましたけれども、川井地区の8筆については、平成18年に既に抹消が済んでおります。残り50筆に453名ほどの名義人がいらっしゃいましたけれども、この方たちが既に亡くなっていることで、この末裔の方々の法定の相続人が、およそ3,000人から3,500人ぐらいということで、ここ3年ほどかけて計画的に抹消の登記をしてきたところでございます。登記している作業の中で、なかなかご承諾いただけない方、あるいは既に、最終的な抹消する前に、その承諾をいただいた方は亡くなられて、また、すそ野が広がってしまったとか、いろんなケースがございまして、実は25年度で完了をしたいと私どもは計画をしてたんですけども、実際、作業が若干おくれておりました。この3月の、25年度補正予算第4回で補正減を286万4,000円ほどさせていただきまして、その分を25年度に持ち込まして300万円ということで、当初予算を組ませてもらったものでございまして、本年度、最終的に登記のご承諾をいただけなかった方につきましては、裁判を起さなければいけないということで、これはあくまでも形式上ではございますけれども、そのための登記料も含む抹消の手続の費用を組ませてもらっているという内容でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。4番、原島幸次委員。

○4番（原島 幸次君） 1点だけ質問させていただきます。49ページの広報費の11番、

需用費なんです、ここで印刷製本代で、60周年記念誌というふうになっております。60周年で町政のあれをつくると思うんですが、どんな形になるのか、あるいは、もしでき上がったものを町民に販売するのか。あるいは、一般家庭にもお配り、無料でされるのか。概略、わかる範囲内で結構ですので、教えていただければありがたいなと思います。金額が1,175万4,000円の分でございます。

○委員長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） それでは、原島委員のご質問にお答えいたします。町政施行60周年の記念の町政要覧ということで、この印刷製本費1,175万4,000円でございますけれども、町政要覧に係る費用につきましては410万円ほどで、あとの費用につきましては、町の広報の印刷費、毎月発行しております広報の印刷費、これを含んだ形で、ここに予算組みをさせていただいております。60周年の記念誌につきましては、今でございます、町政要覧がございますけれども、このような形で、まだ、内容等につきましては、今年1年をかけて町の中で、企画財政課等も含めて町の中で内容等を精査しながら、作成していきたいというふうに考えております。

作成部数は4,000部を予定しておりますけれども、これらの配布等につきましても、今後、考えてまいりたいと思っております。なかなか具体的な話ができずに申しわけないんですけども、今後、調整をさせていただきたいと思っております。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。7番師岡伸公委員。

○7番（師岡 伸公君） 2点、お願いいたします。45ページ、委託料の中で職員健康診断委託というふうにございますが。直接ちょっと、この範疇ではないのかもしれませんが、お許しいただきたいんですが、感染症予防ということで、昨年、役場の皆さんもインフルエンザに相当かかってしまったということがありました。今後、健康管理という面では、やはり注意しなくてはいけない一つのものだと思うんですね。町内の事業所では、事業所によっては医師に来ていただいて、もちろん希望をとっての話ですけれども、インフルエンザの予防接種を受けたりとか、そういう事業所も見受けられるんですが、今後、そういうふうな対策として、どのように考えているかをお聞きしたい。これが1点。

それから、もう1点は53ページ。電子計算管理費の中で使用料及び賃借料のご説明のところ、防災対策の強化のためにクラウドサービスを行うというご説明をいただきました。この内容を、もう少し詳しくいただければありがたいと思います。2点、よろしく願いいたします。

○委員長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） それでは、師岡委員のご質問2点、ご説明させていただきます。まず、健康診断の関係ですけれども、この中身につきましては、定期的な健康診断のほかに、破傷風予防、B型肝炎の接種等も含んでいるところでございます。インフルエンザにつきましては、今、独自に病院に行ってください、予防接種等も含めていただいている状況でございます。今後、産業医が町の病院の院長になっていただいておりますけれども、安全衛生委員会という委員会、これは50人以上の事業所では安全衛生委員会を年に1回実施して、前年の健康診断での状況の把握ですとか。超過勤務手当、また、休暇等の取得状況ですとか。そういう部分で職員の健康管理について、どのようにしていったらよいかということ議論する委員会がございますので、そちらのほうで、今後、必要な接種等、対策についても考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それとクラウドサービスの関係ですけれども、従来、町で使用しております財務会計システムや住民情報システムにつきましては、町の中にホストコンピューターがあって、それを従来、使用していたということですが、大震災等で、そのようなシステムも全て流されてしまったり、地震で壊れてしまったりということで、データが全てなくなってしまったというようなことも聞いております。現在、住民情報サービスや戸籍システムでも、このクラウドサービスということで、今、千葉県の八千代市のほうに、会社のほうで大きくて耐震性にすぐれて、また、セキュリティー等も非常に進んでいる。そういう建物がございまして、そちら中に大きなコンピューターがあって、その一角に町のほうの情報も管理しているということで、町のほうでも端末でインターネットを利用してそちらの、置いてあるコンピュータを見にいって作業を進めているというような状況でございます。

今回、ここで予算組みをしたのは財務会計システムということで、今、4町村で、いろいろと経費の節減ですとか、取り組みやすいシステムをとということで、西多摩郡4町村で今、システムを共同で構築しておりますけれども、この財務会計システムを、今、一緒にやっております、その中で、やはりこういう、今後の震災対策、地震対策等も含めた形で、そのクラウドサービスを利用していったほうが、また、経費的にも、自分のところでコンピューターを持たないということもございますので、経費面等もよいのかなと思っております。それで一番顕著なのは停電の際なんですけれども、今まで雷等が起きて停電になりそうなきには、私どもで持っているコンピューターですと予備電源で10分間程度の予備電源があったんですけれども、その間に、それまでに蓄積した内容等を、停電で電気が切れてしまうと一遍に、それが飛んでしまうということがありますので、その間にシステムを落として、また、停電が終わったときには、それを、また立ち上げるということで、

その立ち上げの時間も、かなりコンピューターを起動するまでに時間がかかってまして、その間、お客さんに待っていただいたりということではございましたけれども、このシステムを導入することで停電が解消すれば、すぐに相手のほうとの回線等もできるということでございますので、いろいろな面を考えて外に情報を置くというような形での取り組みをしているということでございます。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、款の 1. 議会費、款 2. 総務費の質疑を終結します。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午後 2 時より再開とします。

午後 1 時 43 分 休憩

午後 2 時 00 分 再開

○委員長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き、予算特別委員会を再開します。

次に、款の民生費、款の 4. 衛生費について質疑を行います。質疑ございませんか。

○委員長（須崎 眞君） 8 番酒井正利委員。

○8 番（酒井 正利君） 72 ページの委託料の地域支え合いボランティア事業なんですけれども、生活弱者を助けるというようなことでしたけれども、詳しい内容と、それから、目的と効果を伺います。

○委員長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、8 番酒井委員のご質問にお答え申し上げます。これは予算特別委員会初日に、ご説明したとおり、今、ファミリーサポートセンター事業といいまして、子どもさんの助け合いの事業はやってるんですが、その大人版と言えるようなものということでご説明申し上げました。

主に二十歳以上の住民の皆様は協力会員、あるいは利用会員、それから、特別協力会員という形の登録をしていただきます。登録をしていただいた方同士に、例えば、地域でお困りの生活弱者という、具体的には車を持たないお年寄りですとか、ご婦人の方に、ちょっと車での移動をお願いしたいという場合に、それは社会福祉協議会にコーディネートをお願いするという事業でございます。

ボランティアといいますが、そのかかった費用の一部を支払いいただくという形を考えております。具体的には30分を500円程度というワンコインで考えておりましたは車を使った場合にはプラス50円、保険代という形でのプラスアルファを考えております。車で送迎だけではなくて、例えば病院での見守りですとか、留守番ですとか。お年寄りのいる場合の留守番ですとか、そういうことも視野に入れて今、事業を考えております。

今回、予算に計上いたしましたのは、委託料として、一月10万円、12カ月分の社会福祉協議会への委託料、それに伴う消耗品費と印刷製本費、合わせて152万円ということでございます。これまで何回か社会福祉とは打ち合わせをしながら進めておりました、この3月議会に向けての要綱づくり等も今、進んでおりました、おおむねその料金体系ですとか、内容については決まったところでございます。

目的としては、やはり、先ほど申し上げましたように少子化、あるいは若者世代の流出ということで、高齢化がますます地域で進行しているということで、地域力が低下しているんじゃないかと、それを少しでも防ぐということと。あと高齢者の皆さん、高齢者の皆さん、あるいは足を持たない方たちの社会参加、外出の機会を設けると、あわせて心身の健康と地域の活性化を図るということを目的としております。

先ほど申し上げましたように、事業については社会福祉協議会に、そのコーディネートを委託するという形で考えております。以上でございます。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。11番清水典子委員。

○11番（清水 典子君） それでは民生費の82ページ、区分19の障害者福祉施設整備補助金、多摩学園グループホーム1,000万円ということだったんですけど、以前にグループホームの計画として氷川地区に、あと1カ所と言われたものが、これなのかどうか。多摩学園さんにケアハウスができて、またグループホームも全て整っていくんですが、氷川地区につくるといったものは、これなのかどうかちょっとお聞きしたい。

もう1点は、衛生費の中で、ページ数でいうこともないんですが、1月からごみ有料袋が始まったんですけど、ごみの収集で、現在、順調に、それぞれの一、二カ月たったところで、ごみの出し方、ごみの量も、大体それぞれの家庭で、どう使ったらいいのかというので、大体みんな45って書いてある袋に、生ごみと紙のごみとか、そういったものを入れて、一回に、大は小を兼ねるで一つで出しているのが通常ようになってきたんですが、実はちょっとごみの袋がセブンイレブンとか、あぁいった場所になくなっちゃってきてまして、何となく、はっと私も気がいたら、やっぱりないところがあるんですね。だから、クリーンセンターのほうに聞いたら、何か3月の終わりごろだというふうな話をち

よっと聞いたんですけれども、実際には、何かないないで、また、みんなが騒ぎ初めても嫌なものですから、何となくその辺が、多分1月、2月は買ったので十分、みんな足りているんです、自分ちにあったので、これから二度目の買うのに足りなくなる時点、そんな中で、多分、一番売れているのが45という、一番大袋が、一番売れていて、小さいほうは、あんまり売れてないと、そういう状況なんでね、その辺が少し早くに出てくるかどうかということをお聞きしたい。

○委員長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、清水委員の1点目の質問にお答え申し上げます。この障害者福祉施設整備費補助金でございますが、東京多摩学園が、海沢地区に建設予定しているグループホームで、障害者の方のグループホームでございます。認知症高齢者のグループホームとは、また違って、障害者自立支援法の関係で、地域に出て生活するという目的がございますので、そちらの目的を達成するために一緒に生活するというためのグループホームを建設するということでございます。以上でございます。

○委員長（須崎 眞君） 住民課長。

○住民課長（宮田 昭治君） 引き続きまして、清水委員さんのほうから、ごみの袋の件でご質問をいただきました。まず、ごみを販売している店舗としまして町内に610店舗登録していただきまして販売しております。そのうちの22店舗、約3分の1の店舗が売れ行きがいいというか。やはり大量に販売してるところでございます。残りの38店舗の約3分の2は、まだ売れ残りがたくさんあるという、小さい店舗が、そのような状況になっておりまして、今現在、45リットルの袋が不足してまして、不足してるというか、大きい店舗での不足ということございまして、販売する上で、製造注文しておりまして、この19日に入荷するというので、約2万枚を製造を発注しまして、それが19日入荷するというので、それを大口の店舗のほうに配送をすぐしまして、販売していただくというようなことで考えております。当初、1月からの販売に対して約4カ月分を製造しまして各店舗に配布をしたんですけれども、4カ月の製造をしたものですから、十分足りるだろうということで一応、考えていたんですが、やはり大口のところは、たくさん売れてしまうというような状況がございます。そういうことで対応をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。4番原島幸次委員。

○4番（原島 幸次君） 1点だけ聞きたいんですが。86ページの区分13の委託料なんですが。去年は委託料が、全体で290万円、約300万なんですが、今年度は2,300万円と、

約 2,000 万円弱、委託料がアップしてるんですが、それは子ども子育て新制度システムの導入を委託費用だと思うんですが。例えば、どんなことをして、どのような効果があるのか、ちょっとお聞きできればありがたいなと。

委託料の子ども子育て新制度対応システム導入委託ということで、すみません、お願いします。

○委員長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、4 番原島委員の質問ご質問にお答え申し上げます。この子ども子育て新制度につきましては、河村町長も東京都の子ども子育て会議の委員に選ばれておりまして、会議にも参加しております。私も、その関係で、専門員という形で参加をしておりますが、国の子ども子育て新制度、これ主に認定こども園を中心に今、整備をしようということで、全国的に、大都市中心なんですけれども、保育園の待機児童が増えていると、保育所の待機児童が増えているということで、東京都の区部、あるいは支部では、ほとんどのところで待機児童がいるということで、一方、従来の幼稚園については、なかなか、少し入園者数が減っているということで、これ新制度によって認定こども園という形で、両方を補完するような形で、できないかということで、国のほうで考えておりまして、その関係で各都道府県に、子ども子育て会議、それから、市町村にも子ども子育て会議というのを設置をするということが決まっております。それで、その関係で、制度が若干変わってまいります。その変わることに対応するシステムの導入委託ということでございます。

町は幼稚園、ございませんので、保育所の必要量の見込みですとか、そういったものを、今年度の予算でニーズ調査をいたしまして、新年度予算で、次の児童福祉司の委託料のところで事業計画策定をする。1 年かけて策定するということになっておりまして、それらに対応するシステムということでございます。

なお、この子ども子育て新制度対応システムにつきましては、東京都が 100% 補助をするということでございます。この 1,700 万円につきましては、どこの区市町村でも同じようなシステム改修が必要になってくるんですけれども、なかなか国のほうで指標がかたまっていないということでございますので、どのシステム会社に聞いても、なかなか概要がつかめないということで、これは見積金額を計上させていただきましたので、今後、導入に当たりましては、入札等で若干の差が出てくるんじゃないかというふうに考えております。

それから、その下の児童系福祉システムの委託でございしますが、このシステムにつきま

しては、説明でも申し上げましたとおり、これまで障害者システムと一緒にサーバーで管理をしていたところなんですけれども、今回、独立して導入するというので、その導入委託料としては625万円を計上しております。そんな関係で、大幅に委託料が増えているということでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。5番杉村良一委員。

○5番（杉村 良一君） ページが100ページ、前回も、これ実は質問した件ですけれども、遠隔予防医療事業に関しまして300万円ほど増えておりますけれども、これ私の勉強不足か何かわかりませんが、毎年、成果というような形で、どこかで発表されているんだと思うんですけれども、どのような効果があって、内容に関して若干ご説明、お願いしたいと思います。

○委員長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、5番杉村委員のご質問にお答え申し上げます。この遠隔予防医療相談事業につきましては、予算の説明でも申し上げましたとおり、国のグリーンICT事業ということで、気候変動による健康への影響という大きな目的を持った事業の中の一環で行っております。その事業を慶應義塾大学が受託をしまして、そのフィールドとして奥多摩町と、あと宮城県の栗原市がフィールドとして選ばれて、ここで実証的な実施をしているということでございます。具体的に言いますと、テレビ電話を使いまして、都内にいるクリニックの医師と通信をしながら健康の指導を受けると、あわせて血液の採取ということで、健康指導を受けながら、歩くことの推進ですとか、そういったことを通じて、健康づくりに寄与していくということでございます。

今、町内で10カ所で実施をしております、古里地区ですと文化会館と棚沢のコミュニティセンター、あと氷川地区ですと福社会館、あと、なかなか病院に行くのが困難ということで大澤の生活改善センター、日原生活館、境生活館、中山生活館、川野生活館、留浦生活館、あと峰谷生活館と、10カ所でテレビ電話を設置をいたしまして、大体月に1回程度集まっていたいただいてやると。都内のドクターとのテレビ電話の通信については、3カ月に1回程度なんですけれども、その間に毎月集まっていたいただいて、その中で採血をして健康づくりの成果を確認をするという事業でございます。

今回の300万円ほど予算が増額になったのは、説明でも申し上げましたが、この事業、大もとの国の事業が26年度で終了するというので、その後、これまでの培ってきたものを全くなくしてしまうということも、ある意味ではもったいないというところもありまして、その町で、単独で継続する場合に、継続しようとした場合に、今までのシステム自体

が5年経過してますんで、もう更新をする時期になっているということで、もっと安価で効率的なシステムが導入できないかということで、今回、遠隔予防医療システム導入委託ということで358万8,000円の予算を計上したと、それが増額の要因ということになっております。そういうことですので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。7番師岡伸公委員。

○7番（師岡 伸公君） それでは、3点お願いします。まず90ページ、放課後児童育成事業費ですが、学童のことだと思いますが、今、幼小連携、奥多摩町の場合は、保育園小学校連携だと思うんですが、学童も、この保小連携の、やはり重要起点であるというふうに、私自身は思っております。

これだけの予算をかけていただいて、その充実を図ろうということだと思うんですが、今まで学童の、いろんな実績とか、そういう状況の報告書みたいなものは、どういうふうな形でされているのか。また、福祉で、どういうふう把握されているのか。それと、あと学校や、その子育て支援センターとの連携みたいなことで、そういう会議というか、打ち合わせというか、確認事項というか、そういうものがなされているのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。これが1点でございます。

それから、2点目は101ページ。母子保健事業費、これだけ多岐にわたる項目が予算化されておりますけれども、今、町でつくっている、この冊子、子育て支援に対する若者定住支援に対する内容を列挙した冊子ですけれども、この中に書いてある定住後の子育て支援という中に、これだけのことが書いてあればいろんな意味で、子育てに対するメリットというニュースソースでは、十分事足りているとは思う反面、もう一つ例えば、子どもを育てる母親が、いわゆる精神的な面で、やっぱり安定をするような、そのニュースというか、広報も、どこかに、やっぱりあれば、ありがたいかなというふうに感じるんですね。ですから、この冊子以外で、もしそういうふうな状況ですとか、そういうものを訴えるような機会なり、冊子なり書いてあるものですね。そういうものがあったら教えていただきたい。

それと、もう一つ、この母子保健事業が、他の市町村との、この子育て支援対策は、他の市町村から、はるかにいろんな意味で、いい意味での差別化がされてますけれども、この母子保健事業が、他の市町村と比べてどのような状況なのかも教えていただければありがたいと思います。

すみません、いろいろ、最後にもう1点ですが衛生費のほう、106ページ、環境対策事業費で、今、環境対策で、いろんなことを審議しておりますけれども、その中で細かいこ

となんですが、野焼きに対する、やはり苦情ですとか、そういうものが出て、その辺の対策も、住民課のほうでも防災無線を使って、いろいろな形で広報をしてくれてますけれども、もう一步進んで、例えば、農業委員会さんなんかの会報の中で、そういうものを訴えたりですとか。それから、もうそれこそダイレクトに地域の回覧板で、迷惑がかかっているのを、ぜひ、その辺のところはご理解くださいみたいなメッセージが、今後、流せないかどうかというふうに、今、感じております。以上、3点よろしく申し上げます。

○委員長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、7番師岡議員のご質問にお答えいたします。まず、1点目の放課後児童健全育成事業でございますが、毎月、1日の日誌という形で報告をいただいております。その中で指導員の方が、あったこと、特に今、今回、予算を増額いたしましたのは指導員の数を増やしたわけでございます。これは見守り手が少しで多ければ、いろんな意味で、トラブルが防げると、事故が防げるということで、その中で、日誌の中で指導員の方が、あったことを、そのまま書いていただくんですけど、かなり最近、目にしております、月のやつを、日誌をまとめてみますと、かなりの部分で子ども同士のトラブルといたしますか、そういうのがかなりあるんですね。

そこで、やはり、今まで二人体制であったところを三人体制で、きめ細かく見ていくという中で、少しでも、ご家庭でできないことも含めて、指導も含めて、やっていただいております。そんな関係で、まとまった形での報告というのは特にないんですけれども、毎月、報告はいただいているという状況でございます。

それから、母子保健事業でございますが、この事業については法定で決まっている事業がほとんどでございますが、特に他市町村と比較してというお話でございますと、103ページにございます5歳児健診、健康診査事業費と、5歳児健診というものです。法定では3歳児健診の後には、就学時前の健診になってしましまして、その間、全くその健診という形での、あれはないんですけれども、町では5歳児健診という形で、就学の1年前の、要するに年中さんで、保育園にいきまして専門の精神科医の先生と、臨床心理士の先生が2名で、保育園で、乳幼児といたしますか、児童の様子を観察をして、その後、保護者の皆さんとの話し合いをすると、それをまた半年後に、その事後経過を観察するという事業がございます。これ何年か続けておりまして、非常にこれ学校、園に情報提供をさせていただいておりますけれども、学校としても、非常に、今これはありがたい事業であるという形で評価をいただいております。その関連で5歳児健診をやる上で、小学校の校長先生お二人と、私どもと、あと保育園の園長先生、担任の先生含めて連絡会議を年2回開催して

おりまして、そこでも情報共有等をさせていただいております。

それから、保護者の皆さんに安心を与えるということであれば、臨床心理士の先生を、月一回か二回、お願いをして、子ども家庭支援センター、あるいは2カ所の保育園に行っていただきまして、心配事についての相談を受けるということで、そういう機会も設けておりまして、何か心配事があったら、何でも結構ですので、ぜひ、お寄せくださいというご案内を差し上げておりますので、そういった意味では、子どもさんの人数は少ないながらも、そういったサポートをいろんな方面から、私どもではやってるということで、ご理解をいただければと思います。以上です。

○委員長（須崎 眞君） 住民課長。

○住民課長（宮田 昭治君） 引き続きまして環境の問題で、野焼きの対応ということで、農業委員さんのほうとの調整だとか、あるいは地元の回覧ができないかというようなお話でございますけども、さきに白丸で、やはり野焼きで火災になった方は町外から来てる方で、それから、その前に古里の地内の、やはり畑で野焼きしている方がおりまして、その方に伺いましたら、やはり町外の方、2件ほど町外の方が野焼きをしてると。それと海沢で1件、やはり野焼きをしております、その方も最近、海沢の実家に引っ越してきた方ということで、ほとんど町外の方が、そのような行為をされてるというふうなことで、町のほうとしても、どうしても週末、土日あたりに、そういうものが、傾向が見られるということで、毎週金曜日に野焼きをしないようにということでページングで放送させていただいております。

少しでも土日、そういうものをですね、皆さんの目を光らせていただくということで、金曜日のみに放送を、3月いっぱい一応やる予定で、今、放送をしております。消防署のほうとしても、やはり火災に発展してしまう、延焼するということで、発展するということでございまして、何週間か前に、消防署も回覧をつくりまして、各自治会のほうに回覧したような経緯がございます。そういうことで、町としましても、やはり野焼きをしているとか、あるいは苦情が来た場合はすぐ出動しまして、地権者の方にお話をさせていただいて、草だとか、あるいは花木の剪定されていた枝なんかを燃やさないようにということで、そういうものを積んで堆肥にできるということで、お話をさせていただいている状況でございます。今後、農業委員会の委員会だよりなどもございますので、そのだよりの中で、その花木だとか、そういう剪定枝などの処分については野焼きをしないように、畑の隅に積んで腐らせていただくと、それがまた、逆に畑に肥料として戻る場合もあるということで、そのようなお話をさせていただいて、そういう機会を利用しまして、住民の方に

も周知していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課課長（原島 滋隆君） 7番師岡委員のただいまのご質問について、農業委員会というお話が出たので、私のほうからもちよつとご説明をさせていただきたいと思っております。野焼きについては剪定枝等、あるいは若干の紙等もあるのかなというふうに思っておりますが、これとあわせて休耕地、耕作放棄地というのも関係をしているのではないかとということで農業委員会長のほうも、その辺どうすればというようなお話も、この間の委員会、総会の中でも出ておりますということで、農業委員会だよりについては8月と3月、もう既に編集は、3月号は終わっているんですが、これを制作して全戸配布をしておりますので。ぜひ、住民課長のほうからも出ましたが、内容を突出した形で、その中にも入れるような方法を検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） すみません。先ほどのご質問のお答えに、ちよつと補足をさせていただきます。母子保健事業の各市町村との比較で、町独自の事業として、もう一つ、先般、師岡委員さんからも質問がございましたフッ化物洗口事業でございます。この事業については、もう3年ほどやっているわけなんですけれども、なかなか小中学校までご理解をいただけなくて、保育園どまりということで、今年度の、新年度の予算からは小中学校分の費用については削っております。ただ、これは小中学校に対して働きかけを行わないということではなくて、働きかけを行いつつ、もし年度途中からでも、もしご理解いただいて実施をしていただければ、補正予算等で対応したいというふうに考えております。

このフッ化物洗口事業については、都内でも余りやっている自治体が多なくて、たしか区部と支部で、一つか二つぐらいではなかったかなというふうに考えております、記憶しておりますけれども、ぜひ、これは先般も申し上げましたとおり保健所でも積極的に推進をしていきたいという事業でございますので、今後とも教育委員会等を通じて小中学校に働きかけをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。7番師岡委員。

○7番（師岡 伸公君） ご答弁ありがとうございます。時間を延長していただいたり、学童の件ですが、それから、増員していただいたり、非常に力を入れていただいていることにも、本当に感謝をしたいと思います。先ほど質問の中で子ども家庭支援センターと学校との連携というところなんです、そこをもう一回ちよつといただけたらと思います

と同時に、また、今、フッ素洗口では教育ということが出ましたけども、もちろん福祉分野であるとは思いますが。また、その学童の運営については、やはり教育課とも連携して、もし、そういうエキスを注入できるような課題があれば、その辺もお願いしたいというふうにつけ加えます。以上です。

○委員長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、7番師岡委員の子ども家庭支援センターと各学校との連携ということでございますが、具体的には、先ほど申し上げましたように5歳児健診での連絡会議等が主となりますけれども、それ以外には、例えば、子ども家庭支援センターは古里にございまして、古里小とは、すぐ目と鼻の先でございまして、何かあれば、すぐに行ってご相談をするということと、学童クラブにつきましては、各小学校の余裕教室というんじゃないんですけれども、教室の一部を改造させていただきまして、そこで保育を実施しているということでございますので、当然、学校との連携というのは、密にしていくということで、昨年でございますけれども、ちょっとトラブルがございまして、緊急に会議等も招集させていただいて、学校の会議室をお借りして、校長先生を初め先生方と子どもと職員等、対応方法を会議させていただいたとか、そういった意味で、近くにあるということも利点でございますので、すぐに対応できるのかなというふうに考えておりますので、今後とも連携を密にしていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。1番石田芳英委員。

○1番（石田 芳英君） 衛生費ですけども、109ページのところの委託料で、クリーンセンター関係の費用が減少しているという、先ほどお話がありましたけども、クリーンセンターの今後につきまして、西秋川衛生組合のほうに移行されたわけですけども、そうしたクリーンセンターを縮小するという話でしたけれども、どういう状況で縮小して、廃止するのか、それとも縮小した時点で継続するのか。あるいは、維持するとした場合、どのようなごみを受け入れるかというところも、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（須崎 眞君） 住民課長。

○住民課長（宮田 昭治君） 1番石田委員さんのクリーンセンターの今後の行方というか、縮小というお話でございます。109ページ、8ページから9ページにかけて委託料として計上しておりまして、今まで焼却をしておりましたので、それに対してクリーンの稼働だとか、あるいは、ごみの質の分析だとか、いろんな委託関係ございました。そういうものが、今度は必要なくなるということで、そういうものが減額しております。

今度、焼却が終わった後の対応としまして、今現在、焼却炉と、それから煙突までの間に、ごみを燃やしたときに発生してるダイオキシンという猛毒な物質がございまして、それを除去するという事で、除去するのに補助金を使って撤去したいと、焼却炉も煙突も撤去したいということで、その撤去した後、ダイオキシンが除去できるということになりますので、そのための委託料として、今回、ダイオキシンの測定だとか。それから最終処分場ですね、最終処分場につきましてもそうですけども、ここで満杯になっておりますので、それも最終的に閉鎖するという事も、今、考えておりました、その委託を実施するという事でございます。

焼却炉と煙突を提供した後、あの建物をどういうふうにご利用するかという中で、今現在、町で収集しているごみ、可燃ごみは奥多摩総合開発に委託をしまして収集して、そのまま西秋川衛生組合のほうに運搬しております。それが町のごみの、全体の約6割ぐらいが運搬されてると、残り4割は町内の事業所から、例えば老人ホームだとか、それから多量に出る事業所から奥多摩町のクリーンセンターのほうに、平日、持ち込みごみとしてされております。その中に資源ごみ、それから粗大ごみ、不燃粗大、可燃粗大、そのものが当然、入ってきておりますので、そのものを一時、西秋川へ運搬する前のストックヤードとして利用しようということで、例えばごみを入れているピットを全部埋めちゃいまして、その埋めた平らなところへ持ち込みされてる可燃ごみ、あるいは粗大ごみ、そういうものを置いたり、それから焼却炉があったところにつきましても撤去した後に、粗大ごみの一時保管場所、あるいは町内で出ている粗大ごみで、もし、そこで販売、あるいは無償で引き取っていただける方がいらっしゃれば、そういう展示スペースも設置したいということで考えております。

あと、今までストックヤードということで、手前に資源物のストックヤードも、建物もございまして、それも、やはり活用したり、それから予算の中でご説明をさせていただきましたけども資源物、資源化施設のほうのところでも、やはり空き缶だとかペットボトルが、かさが多くて重量にならないもの、それはプレスして、かさを縮めて減容した形で西秋川に運びたいということで、そういうものも稼働する上での、若干改修工事も26年度予算で計上させていただいてる状況です。

いずれにしても、クリーンセンターとしてましては、建物自体は、外見上は特に変わるところとしましては煙突がなくなるということで、それ以外は建物自体を利用して西秋川のほうへ持って行く中間処理施設というような形で、これから運営していきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、款の3．民生費、款の4．衛生費の質疑を終結します。

次に、款の6．農林水産費、款の7．商工費、款の8．土木費について質疑を行います。

質疑ありませんか。7番師岡伸公委員。

○7番（師岡 伸公君） 129 ページ、観光総務費の中の設置の什器の負担金のところなんですが、日本観光鍾乳洞サミット負担金というのがありますが、実際の参加する地域というか、規模というか、ちょっとご説明いただけたらと思います。

○委員長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課課長（原島 滋隆君） 7番師岡委員のご質問にお答えをさせていただきます。日本観光鍾乳洞協会というところが、このサミットを運営しているところですが、加盟しています鍾乳洞ですと、北は岩手県の龍泉洞、福島県のあぶくま洞、岐阜県の飛騨大鍾乳洞、山口県の秋芳洞、高知県の龍河洞、長崎県の七ツ釜鍾乳洞、熊本県の龍泉洞、鹿児島県、これは沖永良部、奄美諸島になりますが昇竜洞、そして、日原の9洞ということになっております。

このうち日原鍾乳洞を除きまして、この正式なメンバーという形に市町村長がなっております。今回27年度に当町でのサミット開催を検討を予定しているところでございますので、この26年度に日原鍾乳洞と奥多摩町という二つの団体を、この中に入れさせていただきたいということです。

なお、この鍾乳洞協会の活動ですけれども、総会サミットのほかにホームページの、この九つの鍾乳洞を紹介するホームページ、それからポスター、ガイドブック、スタンプラリー、雑誌等への記事掲載といったものがございます。なお、26年度は、総会は今後なりますが、幹事会ではガイドブックを多言語化していくために、英語版を作成していこうということで、今、検討を進めているところでございます。以上です。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。5番杉村洋一委員。

○5番（杉村 良一君） 2件ばかり質問させていただきます。まず1点ですけれども133ページの鳩の巣荘の建設に関してですけれども、ちょっと間接的な質問なんですけど、今、町は間伐材の買い取り制度が確立されて、今後はチップ材の生産が増えることが期待されるわけなんですけど、ここに、今、もえぎの湯で使っております木質バイオマスボイラーは、今、経済的に、この前のご説明ですと、かなり経済的にも成り立つようになったというご説明

があったわけですが、この鳩の巣荘に、その木質バイオマスボイラーを、ここにも利用するという、設置するというような、そういう案があるのか、あるいは将来、そういうことを検討されるのか。ご質問が、その1点と。

もう一つ138ページの松葉穴沢線の道路拡張に関しまして、これは個人的にも、私のすぐ裏の道なもんですから、地権者と、どういう今、合意が、どういう状況なのか、またもし、合意された場合、いつごろから、その工事が開始できるのか、お伺いいたします。以上2点です。

○委員長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課課長（原島 滋隆君） 5番杉村委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。1点目の鳩の巣荘のボイラーに、チップボイラーの導入の予定は、また、今後の可能性等についてはという点についてでございますが、もえぎの湯のボイラーにつきましては平成23年にチップボイラーを導入しております。それ以前は灯油のボイラーということで、今回、鳩の巣荘に要請しておりますものは従来型の灯油型のボイラーということになっております。

仮に、このボイラーを導入するに当たってですけれども、ボイラーの整備だけで、もえぎの湯の場合ですと1億3,000万円ほどかかっております。ですので、鳩の巣荘に、これを導入しますと、かなりまた、費用が必要になってくるということで、従来型のものに導入をしております。

今後の展開についてなんですけれども、まずは第一弾として、もえぎの湯のチップボイラーの全量を町内の間伐材で賄えるということを目指して今、据えております。その上で、出てくる材の量ですとか、協力していただける団体ですとか。あるいは補助事業のメニューの充実等が出てきた場合について、チップだけに限らず、まきストーブ、あるいはまきボイラーといった、一番簡単な利用の方法ですとか。いろんなことを考えながら少しずつ普及を広げていきたいというようなことでございます。鳩の巣荘のボイラー、15年程度すれば交換時期に入るものと思われまますけれども、その時点で、その現状を捉えながら、どういったものを導入していくのかという検討をさせていただきたいと思っております。ご理解のほうをお願いいたします。

○委員長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 杉村委員の2点目の質問にお答えいたします。松葉穴沢線につきましては、平成19年からの予定で計画しまして、ちょっと地権者の同意が得られない状況で、中断している状況でございました。ただ、ここで地権者の同意が得られまし

たので、26年度から工事のほうへ実施していきたいと考えております。

また、25年度につきましては、その地権者との用地的なものの契約は、もう完了しておりますので、あと、今後、問題があるかというのは、あそこの沢が砂防施設内になっておりますので、今も、これに関しましては、協議を今、進めている状況でございますので、26年度の、早ければ7月か8月に工事着工したいと考えております。以上でございます。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。2番宮野 亨委員。

○2番（宮野 亨君） 131 ページの下のほうで白丸ダム清掃委託、あと、その一番下の白丸魚道一般開放事業委託について、どのような業務内容かと、あと委託先を、ちょっとわかるところで教えていただければと思います。

○委員長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課課長（原島 滋隆君） 2番宮野委員のご質問にお答えをしたいと思います。白丸ダム魚道、それから白丸ダムの清掃についてでございますが、こちらは、白丸自治会のほうへお願いをしているところなんです、魚道につきましては、見学された方もいるかと思うんですが、無料開放ということで、魚道の中を見学できるようになっております。これは365日ということではなくて、シーズン中の夏休み期間ですと、ほぼ全日、それ以外の日は土日等で、そこに人がいて、魚道の中、トンネル魚道になっておりますので、入り口から入って、実際に下の魚道までおりていくと、そこには窓があったり、窓といいますか、水中を観察する用のガラスがあったりということで、その中を見たりしていただいています。

ごみについても、その周辺のごみの清掃ということになります。以上です。

白丸自治会のほうに委託をさせていただいております。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。1番石田芳英委員。

○1番（石田 芳英君） 121 ページの多摩の森再生事業の森林間伐作業委託ですけども、第2回目の間伐が開始されるということでございます。大体、規模的には、面積的には規模的にはどのくらいを予定されているか、お伺いいたします。

○委員長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課課長（原島 滋隆君） 1番石田委員のご質問にお答えをさせていただきます。多摩の森林再生事業につきましては、ご存じのように平成14年度に始まった事業で、50年間の間に4回間伐をして、森林の整備、特に公益的な機能を中心に据えた整備をしていこうというような事業で、既に12年が経過いたしますので、ここで2回目の間伐ということになります。ですので、対象事業としましては初年度、平成14年度に実施した場所と

ということになります。面積でいいますと平成 14 年度につきましては 213.66 ヘクタールということで、こちらのほうが対象になりますが、この 12 年、13 年の間に所有者がかわっていたり、これは代がわりしている場合、売買がある場合、さまざまだと思うんですが、そういったことで、意向を打診することになっております。2 回目も引き続きやられるかどうかという。その上で、やる場合については、もう 12 年間は伐採はできないというような制約がつくわけですが、これらを打診した上で、事業のほうの実施をしていきます。あわせて、さらに、この事業を広めていくために、引き続き新たな場所、2 回目ではなくて、1 回目の場所ということなんです、新たな場所も、この事業の中で探していくということで、総体的には 360 ヘクタール程度を実施していく予定でございます。以上でございます。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、款の 6. 農林水産費、款の 7. 商工費、款の 8. 土木費の質疑を終結します。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、3 時 5 分から再開いたします。

午後 2 時 49 分 休憩

午後 3 時 05 分 再開

○委員長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き、予算特別委員会を再開します。

次に、款の 9. 消防費、款の 10. 教育費、款の 11. 災害復旧費、款の 12. 公債費、款の 13. 諸支出金、款の 14. 予備費について質疑を行います。

質疑はございますか。3 番高橋邦男委員。

○3 番（高橋 邦男君） 146 ページなんですけど消防費の中の防災費、需用費の食糧費なんですけども、毎年 677 万 9,000 円の備蓄用の食糧とか飲料水、これの考え方について、ちょっとお聞きしたいなと思ってるんです。というのは、自分個人的に備蓄用の、この食料と飲料水ですね、各自治会の備蓄庫に配布するものなんですけども、内容的には、もしかしたら、各家庭で用意するものかなという気持ちと。もう一つは、やはり町として、各自治会に最低限、このぐらいのものは用意しなきゃいけない。あるいは法律で決まってる

のか、条例で決まってるのか、その辺もちょっとわかんないんですけど、町の考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 3番高橋邦男委員のご質問にお答えいたします。今、備蓄食糧については4万7,000食ということで、三日間、孤立をしても耐えられる部分を備蓄倉庫のほうには、今、入れているところです。今回の災害でも、一番最初に備蓄食糧を入れたのは、実はヘリが飛ぶ関係で立川にある防災センターで、東京都の持っているものを最初は入れていただいたんですけども、その後、町のほうで準備をいたしまして、小河内地区、日原地区にお送りをいたしました。

内容的には、東京都で用意するものは50食用の、昔の味がついてないようなものでございまして、町のほうでは個別で一つ一つということで用意をして、あと水根にも、職員が雪の中をがんじきをはいて配ったという経緯も経緯もございましてけれども、今回、そのようなことで対応をさせていただきました。ただ、町の方にも連絡をいただいて備蓄食糧を持ってきていただいてということで感謝の言葉と、おかずに欲しいというような要望もあって、やはり一日目は、その備蓄食糧でいけるんでしょうけども、日がたっていくと、やはりいろいろな部分で希望が出てきまして、最終的には、野菜も用意して送ったりですとか、いろいろな対応をしたんですけども、今回の大雪でいろいろな、私どものほうにもご意見いただいておりますので、そこら辺で、また再度、どういうものを準備していくのが望ましいかということも含めて検討を、また、してまいりたいと思っております。ただ、今は三日間という、住民の方が三日間というものを基本に、今は備蓄しているという状況でございます。

それで、その備蓄食糧についても5年間ということで、保存期間があって、それを町のほうで、ここで、もう一回、備蓄倉庫の点検をして、どのようなものが、いつの保存期限のものが、どのくらいあるのかということも調査をして、それらも含めて考えていきたいと思っております。保存期間が来たものについては、自治会での防災訓練等の際にも、一度こういう形で食べていただくというようなことで、訓練にも使用してくださいということは申し上げておりますけれども、そのような保存期間等も含めて用意したり、また、そういうものについても、今度、町のホームページで、この備蓄倉庫にはこれだけのものが、いつまでの期限のものがありますよというようなことも、今後、お示ししていきたいなというふうに考えております。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。8番酒井正利委員。

○8番(酒井 正利君) 同じく146ページの消防費なんですけれども、一番上に消火栓、水の使用量ということになってるんですけど、これはどういう取り決めだか、契約になってるか、伺いたいと思います。

○委員長(須崎 眞君) 総務課長。

○総務課長(井上 永一君) 8番酒井委員のご質問にお答えいたします。この消火栓使用料については、水を使用した際に東京都水道局へお支払いする部分で、町の消防団行事、訓練、また、火災等で使用した際にもお支払いするというございますけれども、使用水量については町からの申告というようなことで、訓練の際には消火栓の使用願ですとか、そういうものをお出しして、大体この訓練で、どのぐらいの水量を使うということを町のほうで把握をいたしまして、それを水道局の方に申告をしてお支払いしているというような状況でございます。

○委員長(須崎 眞君) ほかに。4番原島幸次委員。

○4番(原島 幸次君) 1点だけお聞きしたいと思います。157ページの学校建設費の中の節の15の工事請負費の中なんですけど、小学校教室等木質化整備工事と入っております。どちらの小学校かわかりませんが、小学校も大分、何年か前から木質化工事やられまして、非常にきれいになっておるし、また、子どもさん、先生に聞いてみますと、子どもさんのけがも減ったと、前はコンクリートなもんで、廊下でちょっと暴れて結構すり傷が絶えなかったと、それから見れば、非常によいという父兄から、あるいは先生から、子どもさんからの言葉でございます。

中学については、氷川中学統合で見据えて、統合の関係の資金から出るということですが、これ小学校の教室の木質化整備工事、どちらの学校で、また、古里小、氷川小、後どのぐらいやるのか、もしわかれば概略を教えていただければ、また何年も、今年度で終わるのか、まだ、先、何年かかかるのか。よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長(須崎 眞君) 教育課長。

○教育課長(守屋 吉彦君) それでは、4番原島委員ご質問にお答えいたします。この教室等の木質化の目的につきましては、町教育委員会の教育目標と基本方針に掲げる環境教育への取り組みに寄与するため、学校の内装木質化を実施し、地球温暖化防止、省エネルギー及びエコロジーへの増資を深めさせ、あわせて木材の持つ湿度を調節する効果による子どもたちの健康増進に期待し、心身ともに健康な、次代を担う確かな生きる力を持った子どもの育成を図ることです。

この木質化につきましては、小学校につきましては平成23年度から開始をしております。

23 年度では小学校 2 校の廊下の腰下の木質化、特に 1 階の部分の廊下の部分が梅雨時等、結露が多く発生するというので、まず、この部分を先に整備をさせていただきました。24 年度につきましても小学校、それから、24 年度からは中学校に 2 校、全小中学校 4 校について整備を行っております。小学校 2 校では、特に上級の 4 年生から 6 年生の普通教室を実施しております。今年 25 年度につきましても、小中 4 校とも実施をいたしました。小学校 2 校につきましては、1 年生から 3 年生の普通教室ということで実施をいたしました。26 年度につきましては、古里小につきましては図書室と特別支援教室がございますので、こちらの木質化を予定しております。また、1 階の会議室につきましても古里小を行う予定しております。それから、氷川小のほうにつきましては、図書室と 3 階の多目的室の木質化を予定しております。中学校につきましては、先日の予算説明のときにご説明させていただきましたが、古里中学校については今後、木質化を中止をするということと。氷川中の木質化につきましては、統合に伴いまして優先順位をつけて、まず、取りかかるところから教育環境を整備していくということで、26 年度につきましては木質化工事をお休みするという予定しております。

今後の予定でございますが、小学校につきましては 27 年度、もう 1 年で整備を完了させるという予定しております。氷川中学校につきましては、1 年お休みをして 28 年までという予定で木質化を進めてまいります。以上です。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。1 番石田芳英委員。

○1 番（石田 芳英君） 教育費の 161 ページでございますけども、中学校統合事業費の中の工事請負費、統合中学校整備工事ということで約 3,000 万円計上されておりますけども、先ほど、この整備は駐車場整備とトイレの整備だというのは、ご説明でございますけれども、この駐車場に関しまして、何か具体的な方向性といいますか。道路の向かい側に資材置き場等ありますけども、何か具体的な方針がありましたら、お伺いしたいと思います。

○委員長（須崎 眞君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） 1 番石川芳英委員のご質問にお答えいたします。今回、予定しています駐車場の整備につきましては、氷川中の校庭、入り口、車道を上って校庭に入るところから、今、1 階の玄関の入り口付近に防災備蓄倉庫、それから浄化槽の施設、それから若干の畑の部分があるんですが、こちらを氷川中の駐車場として整備する計画でございます。氷川中の校庭の土壌が非常に粘土質といいますか、大雨が降ると結構ぐちゃぐちゃになってしまうということがありまして、実は今年度の統合に関する委託料 300 万

円という予算があったんですが、現在、こちらの予算を使いまして、こちらの土の調査の委託をかけているところでございます。

こちらの委託の結果によって、また、今、駐車場をどのように整備するかということで検討してまいりたいというふうに思っております。氷川中、都道を挟んで、前に今、奥工が使ってます倉庫がございます。前回の議会のときも議員さんのほうから、こちらの利用ができないのかというお話もありましたので、所有者は、奥工さんとは、また、別になるんですが、ちょっと奥工さんのほうにお話をしたところ、奥工さんのほうの緊急時の機械の修理をする機械が入っているということで、やはり近くにないと困るところと、かなり大型のものが入っているというところで。ちょっと今まず、奥工のほうで使用をやめるということができないというお返事をいただいております。以上です。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。2番宮野 亨委員。

○2番（宮野 亨君） 中学校統合問題で、大丹波について、スクールバスお話がございましたけど、ぜひ何とかお願いしたいので、もう少し詳しく、今後、どのような形でスクールバスを出していただけるのか。ある程度話させるところでお願いしたいと思います。

○委員長（須崎 眞君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） 2番宮野委員のご質問にお答えいたします。中学校統合に伴います遠距離通学になります大丹波地区等の通学方法につきましては、現在、準備委員会の下部組織として設けました通学方法検討部会の中で検討させていただいております。

先日も、その部会がありまして、まず、スクールバスを町で購入して、その運営を委託する方法、それからスクールバスも含めて、全ての運営を委託する方法、それから現在、西東京バスが大丹波方面を走ってるわけですが、こちらの本数を2本ほど増設する方法ということで、三つのプランを検討部会の中にも投げさせていただいております。この中でも、検討予算の中からも、いろんなご意見をいただいております、何はともあれ、その子どもたちが一番、通学に対して負担のかからないようにということで検討を進めてるところなんです、保護者の方の中にも、町全体のことを考えれば単純にスクールバスでなく、西東京バスの増設という方法も考えられるのではないかというようなご意見もいただきましたので、今は、そこも含めて、形式的なことも含めて検討を進めてるところでございます。また、今、西東京バスのほうに経費的な部分、こういう場合はどうなんだとか。スクールバスとして導入したときも、朝と夕方の通学時間帯以外の利用も、1回、例えば氷川中から大丹波方面に1回入ったときの単価がどのぐらいになるのかとかといった細かい見積もりも、今、聴取をしてるところでございます。

また、その辺の資料が整った段階で再度、部会を開催し、さらに話を詰めていきたいというふうに思っております。ただ、スクールバスを町で購入する場合なんです、国庫補助制度がございます。補助金として250万円ほどの額なんです、こちらの補助金を受けられる場合の申請が、時期が7月ということになってございますので、やはり基本的な通学方法の方針についても6月までには結論を出したいというふうに考えております。以上です。

○委員長（須崎 眞君） ほかに、7番師岡伸公委員。

○7番（師岡 伸公君） ページでいうと150ページをお願いいたします。教育指導費の中の賃金、学校図書館支援員賃金というふうにございます。昨日、古里小の教育課程説明会というのをちょっとのぞいてきたんですけど、その中で図書館教育が非常に充実してきたと、指導員制度を採用してから学校と町の図書館の連携、いろんなシステムの向上、そんなことが図られていると同時に、やっぱり支援員の方が一生懸命やってくさるというふうな報告を受けました。

説明の中でも、その図書館教育も非常に幅広くなったと、ただ単に、いわゆる蔵書の整理ですとか展示だけじゃなくて、多岐にわたっているという内容でした。横文字で「アニメーション」といって、本の説明をお互いに、児童・生徒同士でやるようなものがあるらしいんですね。今、数年来やっている言語能力向上の推進校で、各学校、今やってますけれども、そういうものにも非常に寄与しているというふうな内容もお聞きしました。

それから、もう一つ、他の市町村では読書郵便といっって、今の言語で相対するものをはがきで、手紙で書いて、同じような意見交換をするような制度も取り入れて、やはり文章を書く力だとか、先ほどの言語能力と同時に、非常に効果を見ているというふうにお聞きしました。今後もぜひ、ここの部分、先ほどの学童の指導員も増員していただきましたし、こういう図書館の支援員のところも、ぜひ充実した形でやっていただけたらありがたいというふうに思います。

補正に戻って、大変恐縮なんですけども、補正のときに、この支援員のところが若干減額されて、これは、現場の教員で事足りたりか、それとも指導員の方が、人員が減ったのか、時間を縮小したのか、今後の力の入れようということを私、考えますとちょっと気になるのでありますので、ちょっとご説明いただければありがたいと思います。お願いします。

○委員長（須崎 眞君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） それでは、7番師岡委員さんのご質問にお答えいたします。学校図書館につきましては、児童・生徒の創造力を培い、学習に対する興味関心等と呼び

起こし、豊かな心を育む自由な読書活動や読書指導の場として、また児童・生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する場として、その機能の充実を図り、学校教育の中核的な役割を担うように期待されているところです。

学習指導要領にも学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが明記されております。各学校では、この目標に向けて読書習慣を身につけさせるため朝読書の時間の設定ですとか、ボランティアによる読み聞かせを実施しながら取り組んでおるところです。

ただいまご質問のありました各学校図書館支援員につきましては、町内4校の学校図書館に、当初、蔵書検索システムを導入し、貸出管理の負担軽減を図り、町内の4校間で各校の蔵書を検索できるシステムを導入したところですが、当面、氷川小中学校において生徒等への本の紹介、相談、各教科等の本の選定、調べ学習図書の準備作業をするため、この図書館支援員を配置させていただいたところです。学校からの要望もありまして、この平成25年度からは古里小学校においても配置をしたところでございます。

委員さんのから「アニメーション」というお話もあったところですが、中学校の方につきましては、「ビブリオバトル」といって、書評合戦というんでしょうか。自分の進めたい本の紹介を限られた時間の中で行って、その後に質問を受けるという形で、それを両者が行いまして、多数決でどちらが勝ったかを決めるというようなことも、特に中学校では行っております。そんなことで、この図書館支援につきましては、今後も子どもたちの国語力をさらに高めるためにも、町としても引き続き実施をしていきたいというふうに考えております。補正で減があったということでございますが、氷川小に支援員をお願いしていた方がちょっと不幸にも、1月に授業中、お亡くなりになってしまったということがありまして、急遽その穴埋めが、この時期に来ますと見つからないということで、そちらの勤務日数の関係で補正減させていただいたというところでございます。以上です。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、款の9. 消防費から款の14. 予備費までの質疑を終結します。

以上で、議案第23号の科目ごとの質疑を終結します。

次に、議案第23号 総括質疑を行います。質疑がございますか。8番酒井正利委員。

○8番（酒井 正利君） AEDの使用料なんですけれども、各事業所とかの施設で、まちまちの料金なんですけれども、体験農園施設が6万4,000円で、都民の森も6万4,000

円、その次に学校施設は、全体的に6万7,000円で4校、6万9,000円の施設が文化会館や総合運動場や子ども家庭支援センター、水と緑のふれあい館が7万6,000円で一番高く、山のふるさと村は14万5,000円で、これは2台だと思っんですけれども、契約した、リースした時期が、それぞれ違うということだと思っすけれども、何かこれだけの台数があれば、だんだんとそろえて、一番安い機器を取りそろえて、見積もりをとったりしてやったほうがいいと思っすけど、いかがでしょうか。

○委員長（須崎 眞君） 副町長。

○副町長（加藤 一美君） 今、酒井委員さんからご質問ございました各所のAEDの使用料につきましては、ちょっと今、手元に詳細なものはございませぬ。含めて恐らくは調べて、また後日、報告したいと思っすけれども、契約の時期等、また、業者等の多分、違いだと思っすので、そこら辺、ちょっと時間的なご猶予をいただきたいというふうに存じますので、ご理解ください。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。1番石田芳英委員。

○1番（石田 芳英君） 総括というより個別的なご質問なんですけども、190ページのカのところに定年退職及び勸奨退職に係る退職手当というところで。

○委員長（須崎 眞君） 総括ですから、総括。

ほかに。総括でなしでよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第23号の総括質疑を終結します。

次に、議案第24号 平成26年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括で行います。質疑ありますか。8番酒井正利委員。

○8番（酒井 正利君） 1点だけお願いします。9ページのペレットボイラーの焼却灰の処理委託とありますけれども、これは、どういう理由で処理を委託しなきゃならないのか、普通、焼却灰が畑でも入れればいいのかと思っすけど、理由を教えてくださいと思っす。

○委員長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課課長（原島 滋隆君） 8番酒井委員のご質問にお答えをさせていただきます。ペレットボイラーの焼却灰については、化学物質等の検査を行っておりまして、一部の物質で基準値を超えているものがあるということで、そのために産廃扱いで処理をさせ

ていただいているということでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 24 号の質疑を終結いたします。

次に、議案第 25 号 平成 26 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算の質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 25 号の質疑を終結します。

次に、議案第 26 号 平成 26 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 26 号の質疑を終結します。

次に、議案第 27 号 平成 26 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 27 号の質疑を終結します。

次に、議案第 28 号 平成 26 年度奥多摩町介護保険特別会計予算の質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 28 号の質疑を終結します。

次に、議案第 29 号 平成 26 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算の質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 29 号の質疑を終結しま

す。

次に、議案第 30 号 平成 26 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算の質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。7 番師岡伸公委員。

○7 番（師岡 伸公君） ページ、6 ページ、印刷製本費で病院の広報のためにパンフレットを作成するというお話を聞きました。以前、堀内先生のとときに病院だよりですか、病院新聞みたいなものを発行していたように記憶していますが、現在はどうなっていますでしょうか。

○委員長（須崎 眞君） 病院事務長。

○病院長（河村 光春君） それでは、7 番師岡委員のご質問にお答えいたします。病院新聞については、申しわけございませんが、平成 25 年度においては発行しておりません。ただし、発行の必要性は十分認知しておりまして、現在、4 月からちょっとまた、医師の体制等のこともありますので、より病院を詳しく PR できるような新聞を発行したいと考えております。

また、それ以外に、ここの予算でも計上させていただきましたけども、今のパンフレットが写真等、内容もちょうと古くなっておりますので、その辺も、他の病院ですと、もっと詳しい内容のパンフレットも作成されておりますので、より住民皆様、また、町外のいろんな施設の方が見ていただいても、奥多摩病院のやっている内容がよくわかる内容のパンフレットを作成したいということで、ここに計上させていただいております。新聞については、新年度始まります、なるべく早いうちに、病院内で、そういった検討会議というか、作成に向けての会議も開いて、つくりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 30 号の質疑を終結します。

以上で、本委員会に付託された全ての議案の質疑は終結しました。

これより採決します。

日程第 2 議案第 23 号 平成 26 年度奥多摩町一般会計予算について、原案に賛成の委員は起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長（須崎 眞君） 起立多数でありますので、よって、議案第 23 号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、日程第 3 議案第 24 号 平成 26 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算について、原案に賛成の委員は起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 24 号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、日程第 4 議案第 25 号 平成 26 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算について、原案に賛成の委員は起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 25 号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、日程第 5 議案第 26 号 平成 26 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算について、原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 26 号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、日程第 6 議案第 27 号 平成 26 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算について、原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 27 号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、日程第 7 議案第 28 号 平成 26 年度奥多摩町介護保険特別会計予算について、原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 28 号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、日程第 8 議案第 29 号 平成 26 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算について、原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 29 号については、原案

のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、日程第9 議案第30号 平成26年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算について、原案に賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第30号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本特別委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

これをもって、予算特別委員会を閉会とします。長時間大変ご苦労さまでした。

午後3時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

予算特別委員会委員長